

令和 6 年度版

関 市 の 環 境



生き物調査風景（長良川）

関 市

関 市 民 憲 章（昭和50年10月15日制定）

わたくしたちは、自然に恵まれた伝統ある刃物のまちの市民であることに誇りと責任を持ち、感謝の心で、郷土を住みよくするために、みんなで力をあわせます。

育てよう　　こころ豊かなまちづくり
鍛えよう　　からだ丈夫なまちづくり
伸ばそう　　希望あふれるまちづくり

■市章

昭和 38 年 7 月 17 日に関市の象徴として定められたもので、「セキ」を図案化し、丸くおさまり、外に向かって発展する意を表しています。



■シンボルマーク

全体としては刃物をモチーフに、人と人とのふれあい、豊かな自然、交通網の結節点などを表現し、21 世紀へと伸びる発展的で斬新なイメージをデザインしています。



■関＊はもみん

ウサギをモチーフに、耳は関市の代表的産業の刃物で未来を切り開くイメージからハサミになっています。新芽のしっぽをつけて新たな発展を表現して、関市とともにキャラクターも育てほしいという願いが込められています。



市 の 木	す	ぎ				
市 の 花	き	く				
市 の 鳥	か	わ	せ	み		
市 の 魚	あ	ゆ				
市 の 色	わ	か	く	さ	い	ろ

関市のキャッチフレーズ

ときめき　きらめき

いきいきせきし

環境都市宣言（平成12年3月27日関市告示第19号）

私たちのまち関市は、緑豊かな大地と清流長良川の恵みを受け、多くの伝統や文化を守り育てながら栄えてきました。

しかし、急速に発展した現代社会は、ものの豊かさ便利さと引きかえに地球温暖化、オゾン層の破壊など私たちの生活を脅かす数多くの環境問題を生み出しています。

次の世代に健全な環境をおくことを目指すため、今こそ、私たちが、自然の尊さや、そのもたらす恵みについて考え、積極的な行動を起こさなければなりません。

私たちのまち関市は、人と自然が共生できる社会をつくり上げていくため、これまで以上に環境の保全に努めるとともに、豊かで快適な環境を積極的に作り出すことを決意し、ここに「環境都市」を宣言します。

目 次

特 集 令和6年度 関市の環境トピックス

- (1) 子どもの視線でごみ問題を調査 《エコポリス》出動！！…………… 1
- (2) 環境フェアせき2024を開催…………… 2
- (3) 関市独自の生き物図鑑 制作開始！…………… 3

本 編 令和5年度 関市の環境の状況に関する年次報告書

第1章 環境政策のあらまし

- 1. 関市の環境政策体系…………… 4
- 2. 環境行政のあゆみ…………… 7
- 3. 自然環境…………… 10
- 4. 環境関連法規 …… 12

第2章 第二期関市環境基本計画…………… 14

第3章 自然環境

- 1. 希少野生生物分布調査 …… 19

第4章 公害苦情

- 1. 苦情件数の推移 …… 22

第5章 大気汚染

- 1. 大気汚染に係る環境基準 …… 23
- 2. 有害大気汚染物質に係る環境基準…………… 23
- 3. 微小粒子状物質に係る環境基準…………… 23
- 4. 大気汚染測定結果 …… 24

第6章 水質汚濁

- 1. 水質汚濁に係る環境基準 …… 25
- 2. 河川水質調査結果 …… 27
- 3. 農薬に関する指針等 …… 31
- 4. 地下水汚染対策 …… 35
- 5. カワゲラウォッチング …… 36

第7章 騒音・振動

- 1. 騒音及び振動に係る環境基準 …… 37
- 2. 環境騒音調査結果 …… 40
- 3. 工場及び事業場における届出と規制 …… 42
- 4. 特定施設一覧 …… 43
- 5. 特定建設作業 …… 46
- 6. 騒音・振動対策 …… 48

第8章 悪臭	
1. 悪臭物質の規制基準	49
第9章 化学物質・土壌汚染	
1. 化学物質	50
2. 土壌汚染	51
第10章 廃棄物	
1. 廃棄物の推移	53
2. ごみ減量化補助金等交付状況	55
第11章 地球温暖化対策	
1. 国・県の動向.....	56
2. 関市環境基本計画等における温室効果ガス削減への取り組み.....	56
3. 関市環境マネジメントシステム.....	57

資料編

1. 用語解説	
・ 環境全般	58
・ 環境汚染、公害等	59
2. 例規	
・ 関市環境基本条例	65
・ 関市環境審議会規則	69
・ 関市ポイ捨て等防止条例	71
・ 関市ポイ捨て等防止条例施行規則	74

特 集

令和 6 年度 関市の環境トピックス

関市の環境トピックス-1

～子どもの視線でごみ問題を調査 《エコポリス》出動！！～

関市内の小中学校の児童生徒を対象に、環境について考えてもらうため、自分の家庭のエコを『捜査』する『エコポリス』事業を実施することとしました。

令和6年度は、家庭のごみをテーマに、夏休み期間、冬休み期間の2回『エコポリス手帳』を配布しました。

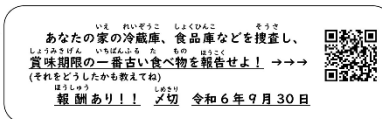
夏の『捜査』では、廃棄物の減量に有効なリデュース(ごみになるものをかわない、ごみを作らない)・リユース(くりかえし使えるものはつかう)・リサイクル(ごみになってしまったものを材料につくる)の3Rの取組みや食品ロスについて家庭での取組みを『捜査』していただいて『家の冷蔵庫、食品庫などにある、一番賞



みんなのうちはエコできてるかな？

- ・食品ロスにならないよう、冷蔵庫やお菓子入れなどはいつも整理している (はい・いいえ)
- ・すぐ使うものは、賞味期限の近いものを買っている (はい・いいえ)
- ・ごみが多い出ない、包装がすぐないものや、詰め替え製品を買っている (はい・いいえ)
- ・安くても、いらぬものは買わないようにしている (はい・いいえ)
- ・友達同士で交換したり、フリーマーケットを上手にやってリユースに取り組んでいる (はい・いいえ)
- ・長く使える、壊れにくいものを選び、修理して使うようにしている (はい・いいえ)
- ・生ごみ処理機やコンポストで生ごみは減らしている (はい・いいえ)
- ・水切りネットなどで生ごみの水分を減らして捨ている (はい・いいえ)
- ・紙は小さなものも資源回収や資源ボックスに出している (はい・いいえ)
- ・ペットボトルや食品トレイはリサイクルしている (はい・いいえ)

あなたのおうちはいくつ『はい』がついたかな？



味期限が古い食品』を報告していただきました。(小学4年生、中学2年生対象)

冬の『捜査』では、実際の関市の制度でのごみの分別・リサイクルについて、家庭での取組みを『捜査』していただいて『ごみ袋をいくつ使っているか、何を出しているか』を報告していただきました。

(小学4～6年生、中学1・2年生対象)

たくさんの『捜査報告』があり、夏の捜査では賞味期限切れの最長は28年前(飲料水)や、賞味期限切れは調味料、缶詰、お菓子の報告が多かった、冬の捜査ではごみ捨て1回で使用するのは大(45L)のごみ袋1袋が多い、出されるものは紙類・生ごみが多いなど、児童生徒の皆さんに家庭内の食品ロス削減、ごみの削減につながる『捜査』をしていただけました。

今後も子どもの視線から各家庭での環境意識の啓発を進める事業を行っていきたいと考えています。

関市の環境トピックス-2

～環境フェアせき2024を開催～

かんきょうフェアせき2024

2024 10・19 Sat やってみよう! UPサイクル
am10:00 - pm3:00
わかさ・プラザ



令和6年10月19日(土)、「環境フェアせき2024」をわかさ・プラザにて開催しました。環境保全活動を行っている市民団体や企業、学校など41団体が出展し、各団体のブースでは活動紹介や体験、販売などで来場者との交流を深めました。

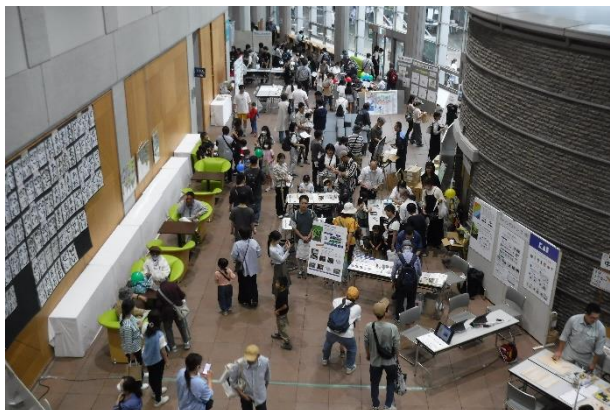
今回は「やってみよう!アップサイクル」をテーマに、使わなくなったものを再利用して新たな価値を生み出す‘アップサイクル’に関連したワークショップなど親子で楽しく体験しながら環境について考えることのできるブースが多く出展されました。

また、不用になった刃物や子供服、古本などリユース・リサイクルできるものの回収を行い、イベントに参加すると同時に環境配慮行動を実践できる機会を創出しました。

近年深刻化する気候変動・地球温暖化に対し、関心を持っていただき、脱炭素型のライフスタイルを推進するために開催した「繰り返し使えるマイカップ作り」では、多くの親子連れがマイカップ作りを楽しむとともに、一人ひとりができる脱炭素のための取り組みについても学ぶことができました。



残り染め布を利用したみつろうラップ作り



わかさ・プラザ屋内の様子

当日は、高校生や大学生のボランティアの皆さんにも来場者の対応などで活動していただき、子どもから学生、大人まで幅広い年代が参加できるイベントとなりました。環境フェアに参加することで市民の皆さんが環境について改めて考え、自分ができることを行うきっかけになったのではないかと思います。

関市の環境トピックス-3

～関市独自の生き物図鑑 制作開始！～

関市民にとって身近な自然である川への関心や環境保全の意識を高め、環境配慮行動につなげることを目的に、今年度から令和8年度までの3年間で水の中に生息する生き物の調査を実施し、関市独自の生き物図鑑を制作する取り組みが始まりました。調査には、市民の皆さんに調査員としてご参加いただくと共に、岐阜大学地域科学部の向井貴彦教授やNPO法人ふるさと自然再生研究会の皆さん、さらには生き物系 YouTuber のマーシーさんにもご協力いただいています。



長良川生き物調査の様子

今年度は長良川、吉田川、関川で調査を実施し、いずれの調査にも多くの市民の皆さんにご参加いただきました。中でも、たも網を使った魚の採捕体験では、アユやオイカワをはじめとする多種の魚を採捕することができ、実際に関市の魚と触れ合う貴重な体験になりました。加えて、向井教授の解説にも大変興味を持っていただき、関市の生態系やその変遷について理解を深めていただくことができました。他にも、長良川の調査では地元の漁師さんをお招きし、伝統漁法である「登り落ち漁」の解説や「手投（ていな）漁」の実演をしていただきました。普段見ることのない魚の様子を間近で見学していただくことができ特別な体験になったと思います。

来年度以降も市内各河川などで継続して生き物調査を実施します。図鑑を完成させることはもちろん、制作の過程から市民の皆さんと協働することで、環境保全に対する意識の啓発に繋がっていきたいと考えています。

今年度は長良川、吉田川、関川で調査を実施し、いずれの調査にも多くの市民の皆さんにご参加いただきました。中でも、たも網を使った魚の採捕体験では、アユやオイカワをはじめとする多種の魚を採捕することができ、実際に関市の魚と触れ合う貴重な体験

になりました。加えて、向井教授の解

説にも大変興味を持っていただき、関市の生態系やその変遷について理解を深めていただくことができました。他にも、長良川の調査では地元の漁師さんをお招きし、伝統漁法である「登り落ち漁」の解説や「手投（ていな）漁」の実演をしていただきました。普段見ることのない魚の様子を間近で見学していただくこと



長良川生き物調査で発見した魚

本 編

(令和 5 年度実績報告)

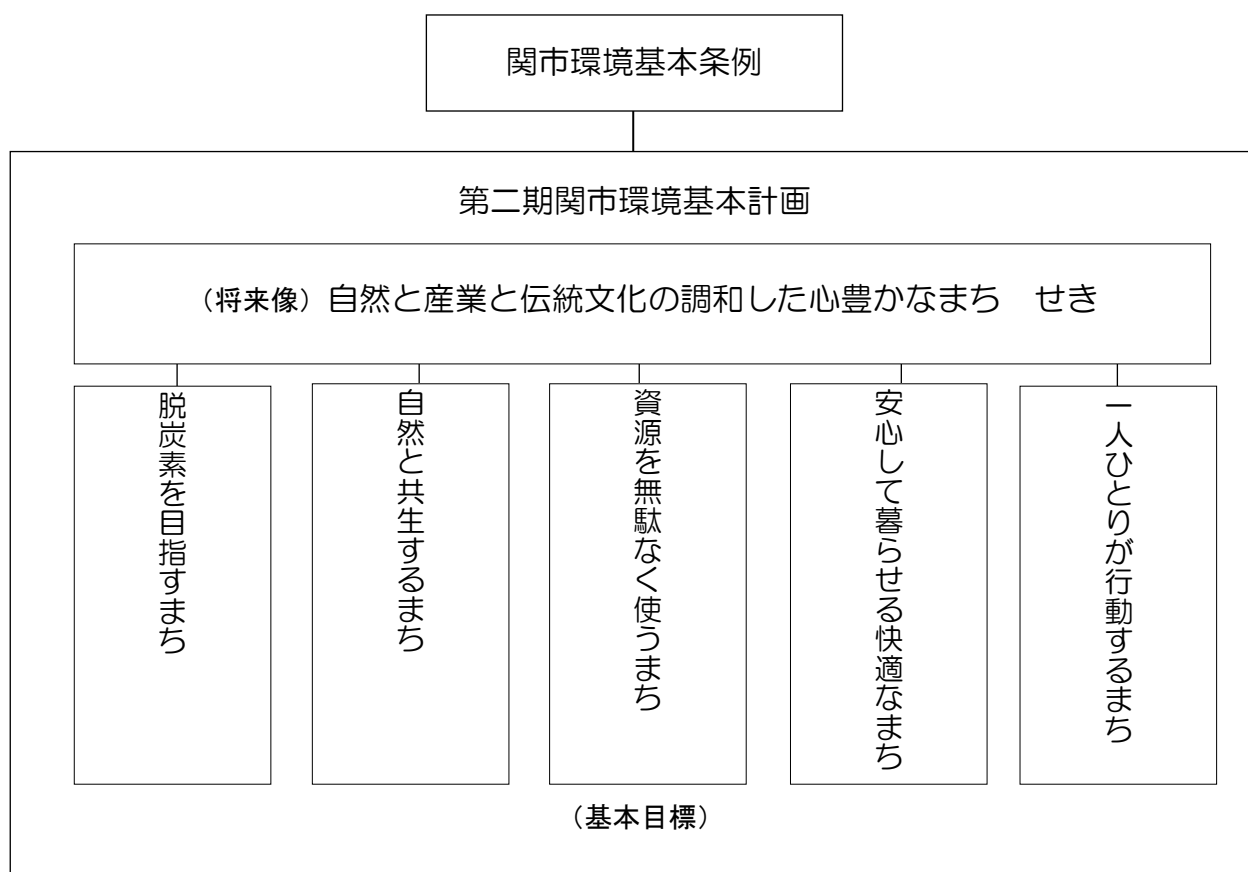
第1章 環境政策のあらまし

1. 関市の環境政策体系

○基本となる条例

関市は、平成12年に豊かで快適な環境づくりに向けた「環境都市宣言」を行うとともに、協働による快適な環境づくりと持続可能な社会の実現を目指した「関市環境基本条例」を制定しました。

平成16年に、関市環境基本条例に基づき、「関市環境基本計画（H16年度～R5年度）」を策定、令和4年度に前計画期間を1年前倒しして「第二期関市環境基本計画（R5年度～R24年度）」を策定し、環境政策の柱となっています。



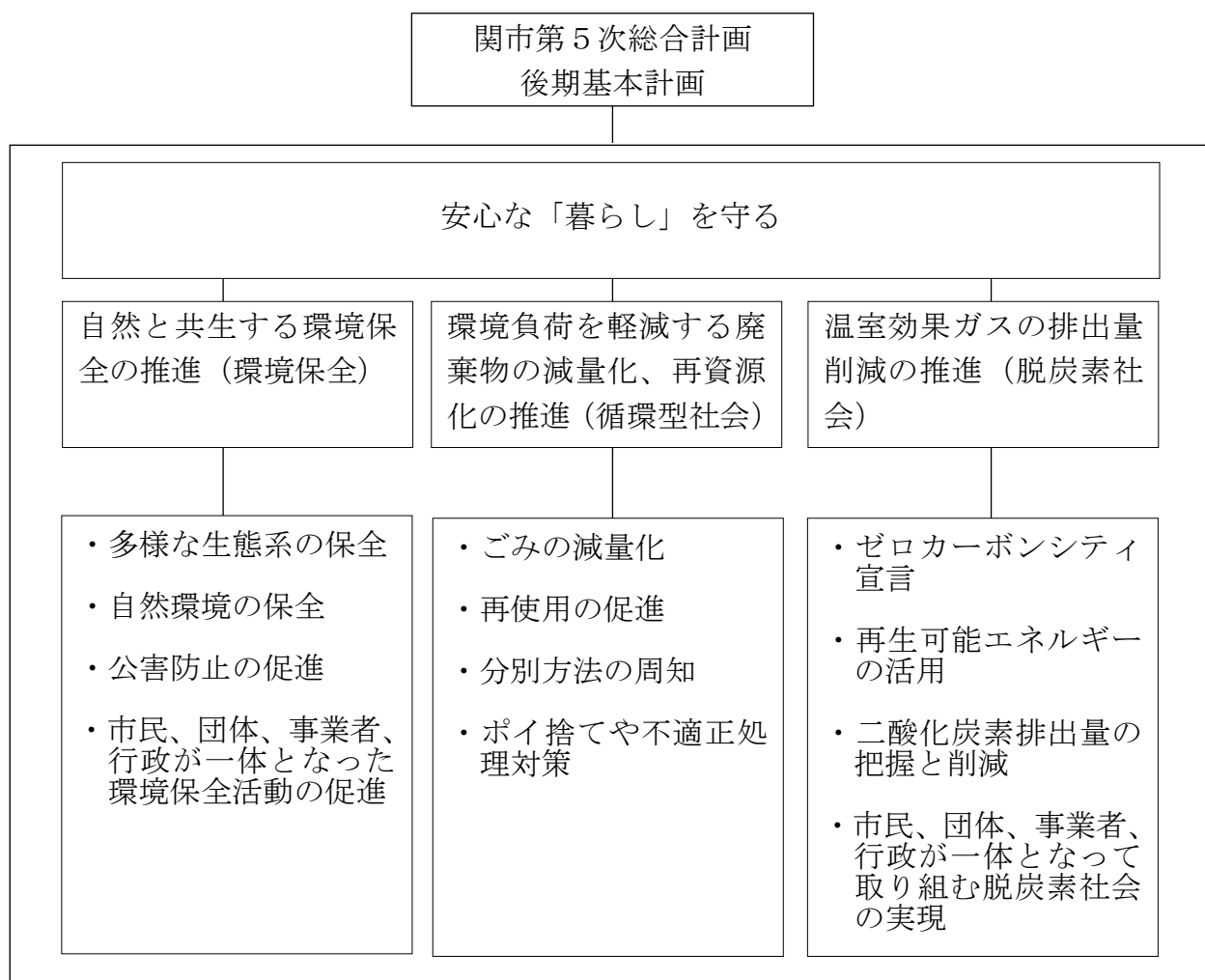
○関連する条例

関市環境基本条例のほかにも関連する条例などを制定し、豊かで快適な環境の維持に努めています。

- ・ 関市ポイ捨て等防止条例・同施行規則（空き缶、タバコの吸殻等のポイ捨て防止）
- ・ 関市生活環境保全条例・同施行規則（モーテル類似旅館の建設規制）
- ・ 関市公害防止設備資金利子補給規則（公害防止）
- ・ 関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・同施行規則（廃棄物処理）
- ・ 関市放置自動車の処理に関する条例・同施行規則（放置自動車の撤去）

○第5次総合計画

関市第5次総合計画後期基本計画（2023～2027）には、環境基本計画の基本目標を実現するための政策体系が示されています。



○環境負荷を軽減する廃棄物の減量化、再資源化の推進（循環型社会）

環境への負荷を軽減し、資源を無駄なく使うために、廃棄物の減量化や再資源化を推進します。

・ごみの再資源化・減量化

人口の減少に伴い家庭から出るごみの総量（生活系ごみ排出量）は減少していますが、資源を除く処理・処分を必要とする家庭系ごみ原単位（1人1日あたり家庭系ごみ排出量）は令和17年度目標440gに対し令和5年度で508gと高い水準にあります。

ごみの分別や、生ごみのたい肥化も含めた資源のリサイクルを徹底し、ごみを減量化することが必要です。

・食品ロス対策

賞味期限切れ、消費期限切れ、食べ残しなど、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品が「食品ロス」です。国内で発生している食品ロスは年間523万t※で、国民1人1日当たりに換算するとご飯1杯分（約114g）にも上り、廃棄物の増加の要因となっています。食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減少させることが求められています。

※農林水産省「日本の食ロスの状況（令和3年度）」

- ・ **ごみの不適切処理の防止**

令和5年に回収した不法投棄されたごみは14,240kgでした。不法投棄、野外焼却など、不適切に処理されたごみの中には、適切な分別を行えばリサイクルできる循環資源が含まれています。ごみの適正な廃棄に対する意識啓発が課題です。

○自然と共生する環境保全の推進（環境保全）

快適な生活環境を守るために、市民の環境意識を高めるとともに、公害防止やまちの美化を推進します。また、河川や山林への不法投棄の防止に努めます。

- ・ **地球温暖化対策と環境保全**

「日本の名水百選」に選ばれた長良川をはじめ、支流の津保川、板取川、武儀川は、多くの生き物を育んでいます。また、市域の8割は山林であり、多様な生態系を支えています。この豊かな自然環境を守るため、地球温暖化対策や低炭素社会の形成などに対する環境保全意識を醸成するとともに、市民協働による環境美化活動、啓発活動を促進させる必要があります。

- ・ **市内の希少野生生物保護**

市内ではウシモツゴ（魚類）、ギフチョウ（昆虫類）、シデコブシ（植物）などの希少な野生生物の生息が確認されています。一方で、オオクチバス（魚類）、オオキンケイギク（植物）などの特定外来生物が、在来種の生息地を脅かしています。希少な野生生物の生息状況の継続的な把握と保護、特定外来生物の駆除を行い、生態系を守ることが必要です。

- ・ **公害の防止**

自然環境を保護するためには、環境破壊の要因である公害や化学物質による汚染などを未然に防止する必要があります。騒音及び振動に関する指導や定期的な水質検査等を継続して、産業型公害及び生活型公害の防止するための取組が求められています。

2. 環境行政のあゆみ

昭和24年	・ ごみ処理場建設。荷車によるごみ収集開始
35年	・ オート三輪 2 台による市街地ごみ収集開始
41年	・ ごみ収集にステーション方式を導入
45年 4月	・ 肥田瀬埋立処分場（安定型処分場）開設（処分料30円/10kg、研磨スラッジのみ10円/10kg）
46年 3月	・ 関市生活環境保全条例施行
61年 4月	・ 関市リサイクル推進協議会発足 ・ カン・ビンの分別収集開始
平成 3年 8月	・ 関市ごみ問題対策委員会設置
4年 2月	・ 関市ごみ問題市民会議設置
9月	・ ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱施行（生ごみ堆肥化容器の購入補助・購入額の半額/上限5,000円）
5年 4月	・ 関市資源集団回収事業奨励金交付要綱施行（資源集団回収事業奨励金 2円/kg） ・ ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱改正（焼却炉の購入補助 購入金額の半額/上限10,000円）
11月	・ 関市資源集団回収事業奨励金交付要綱改正（資源集団回収事業奨励金 5円/kg） ・ 生ゴミ発酵促進剤の購入補助開始（購入額の半額）
7年10月	・ 食品トレイ、発泡スチロール、牛乳パックの分別収集開始 ・ 関市生活廃水対策資材普及事業奨励金交付要綱施行（水切りネットの購入補助 20円/個） ・ 食用廃油回収開始（廃油石けんの製造）
8年 1月	・ 関市資源集団回収事業奨励金交付要綱改正（資源集団回収事業奨励金額変更 7円/kg）
10月	・ 指定ごみ袋制度と一定量以上有料化方式の導入
9年 4月	・ ペットボトル、新聞、雑誌、段ボール、古着の分別収集開始
12月	・ ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱改正（焼却炉の購入補助廃止）
10年 1月	・ 肥田瀬埋立処分場への焼却灰等の受入中止 ・ 肥田瀬埋立処分場から焼却灰等搬出
4月	・ ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱改正（生ごみ堆肥化装置の購入補助 購入額の半額/上限15,000円） ・ 関市ポイ捨て等防止条例施行 ・ 焼却灰の収集開始 ・ 清潔なまちづくり推進指導員設置
11年 3月	・ 関市市民環境行動指針策定（地球温暖化防止対策）
4月	・ プラスチックごみ分別収集開始（ダイオキシン対策）
12年 3月	・ ISO14001認証取得 ・ 環境都市宣言告示
4月	・ 関市環境基本条例施行

	・ 関市環境審議会設置
平成12年 4月	・ ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱改正（生ごみ堆肥化装置の購入補助額変更 購入額の半額/上限20,000円）
9月	・ 肥田瀬埋立処分場への搬入制限開始（一般家庭から排出される土砂、陶磁器くずの直接搬入に限る）
10月	・ 関市分別収集計画策定
12月	・ 容器包装リサイクル法に係るその他プラスチック容器包装の分別収集開始
13年 3月	・ わかくさプラザに太陽光発電機（10kw）を設置
4月	・ 家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）リサイクル開始
6月	・ 関郵便局と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する覚書」締結
14年 3月	・ 関市立緑ヶ丘中学校に太陽光発電機（10kw）を設置 ・ 廃食用油の回収中止
11月	・ 関市環境市民会議設置
15年 2月	・ 関市立安桜小学校に太陽光発電機（10kw）を設置
3月	・ ISO14001認証更新
4月	・ 関市資源集団回収事業奨励金交付要綱改正（資源集団回収事業奨励金額変更 5円/kg）
10月	・ 家庭系PCリサイクル開始
16年 3月	・ 関市環境基本計画策定 ・ 関市森林組合と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する覚書」締結
4月	・ 指定ごみ袋制度一部改正（年間基準枚数見直し及びプラスチック製容器包装ごみ袋の有料化 1枚5円） ・ 関市資源ごみ集団回収事業奨励金交付要綱全部改正（古着に対する奨励金交付を廃止、奨励金額変更3円/kg） ・ 関市ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱廃止 ・ 関市生ごみたい肥化装置等購入補助金交付要綱施行（小枝落葉等粉碎機の購入補助追加 購入額の半額補助/上限20,000円） ・ 中濃森林組合と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する覚書」締結
17年 7月	・ 関市ポイ捨て等防止条例施行規則改正 ・ ISO14001認証更新（市町村合併後の全施設を対象）
18年 2月	・ 関市地球温暖化対策実行計画策定（事務事業編）
3月	・ 関市一般廃棄物処理基本計画策定
19年 2月	・ 廃食用油からBDFを精製、清掃事務所塵芥収集車1台に供給開始
3月	・ 環境基本計画の見直し ・ 関市放置自動車の処理に関する条例施行
20年 3月	・ 関市レジ袋削減協議会の設置
7月	・ レジ袋大幅削減に向けた取組みに関する協定書締結
9月	・ レジ袋有料化実施
21年 9月	・ 関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂
22年 3月	・ ISO14001認証を返上
6月	・ 関市バイオマスタウン推進協議会設立
23年 3月	・ バイオマスタウンとして公表

12月	・ 関市環境マネジメントシステムを制定
24年11月	・ 肥田瀬埋立場、埋立終了
25年 3月	・ 関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂
26年 3月	・ 環境基本計画の第二次見直し
4月	・ プラスチック容器包装類の分別収集廃止
	・ 使用済小型家電のボックス回収開始
7月	・ 関市生ごみたい肥化装置等購入補助金交付要綱一部改正（電気式生ごみたい肥化装置の購入補助 購入額の半額補助/上限25,000円、補助金交付後5年以上経過の買換えについて補助金の交付対象）
	・ 関市型ダンボールコンポスト「グリーンダンボくん」販売開始
27年 3月	・ 関市新エネルギービジョン策定
27年 4月	・ 関市ごみ集積場整備事業補助金交付要綱施行
28年 4月	・ 関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正（家庭ごみの有料化実施）
10月	・ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加
	・ COOL CHOICE（クールチョイス）推進宣言
29年 4月	・ 都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトに参加
29年 8月	・ 都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトのための使用済小型家電等のボックス回収開始
30年 3月	・ 関市災害廃棄物処理計画策定
	・ 関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂
31年 3月	・ 環境基本計画の第三次見直し
令和元年 5月	・ ごみ分別アプリ「さんあ〜る」導入
10月	・ リネットジャパン（株）（現：リネットジャパンリサイクル（株））との「連携と協力に関する協定」を締結（宅配便を利用した小型家電回収）
2年 1月	・ 蛍光管、乾電池の拠点回収開始
3年 3月	・ 株式会社ジモティーとのリユース活動の促進に向けた連携と協定に関する協定を締結
	・ 第2次関市一般廃棄物処理基本計画策定
4年 2月	・ ゼロカーボンシティ宣言
4年 8月	・ 関市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱施行
5年 3月	・ 第二期関市環境基本計画策定
6年 2月	・ 関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂

3. 自然環境

○地目別土地面積（資料：税務課）

単位：km²・％ 各年1月1日現在

地目別		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
田	面積	21.47	21.29	21.21	21.12	21.01
	割合	4.55	4.51	4.49	4.47	4.45
畑	面積	8.30	8.21	8.15	8.14	8.09
	割合	1.76	1.74	1.73	1.72	1.71
宅地	面積	19.10	19.18	19.43	19.55	19.66
	割合	4.04	4.06	4.11	4.14	4.16
池・沼	面積	0.88	0.89	0.88	0.88	0.88
	割合	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19
山林	面積	159.52	160.08	158.62	158.07	158.24
	割合	33.77	33.89	33.58	33.47	33.50
原野	面積	2.48	2.48	2.40	2.40	2.41
	割合	0.53	0.53	0.51	0.51	0.51
雑種地	面積	9.93	9.81	10.01	10.08	10.21
	割合	2.10	2.08	2.12	2.13	2.14
保安林	面積	85.50	85.51	86.83	87.36	87.36
	割合	18.10	18.10	18.38	18.50	18.50
その他	面積	165.15	164.88	164.80	164.73	164.56
	割合	34.96	34.91	34.89	34.87	34.84
合計		472.33	472.33	472.33	472.33	472.33

○気温・天候（資料：危機管理課）

区分	気温(℃)			天気日数(日)			
	最高	最低	平均	晴	曇	雨	雪
令和元年	38.5	-5.0	16.3	227	89	48	1
令和2年	38.7	-4.7	16.2	241	72	52	1
令和3年	…	-6.2	…	220	83	56	6
令和4年	38.5	-4.5	15.6	231	77	52	5
令和5年	38.7	-4.7	16.2	238	85	41	1

※天気は午後0時時点の天気。

※令和3年の6月から8月まで機器故障であったため、令和3年の最高気温、平均気温のデータ不詳

○月別風速・雨量・気温の状況（資料：危機管理課）

令和5年 月別	風				雨量 (mm)	気 温		
	最 大 瞬 間 風 速 (m/s)	最大瞬間風速の				平均 (℃)	最高 (℃)	最低 (℃)
		日	時	風 向				
1 月	15.8	24	17：50	西	13.0	3.5	14.8	-4.7
2 月	16.8	20	12：00	南	20.0	5.1	16.8	-4.1
3 月	17.7	2	15：25	南	34.5	11.4	24.8	-0.9
4 月	19.0	7	11：30	東南東	51.5	14.7	28.2	2.3
5 月	18.9	7	21：23	東北東	17.5	19.1	33.6	6.5
6 月	—	—	—	—	—	23.0	33.3	11.7
7 月	15.0	26	18：06	北	55.0	27.8	38.7	20.0
8 月	15.4	16	2：27	東	273.5	28.6	37.9	22.3
9 月	13.2	21	18：17	東	126.0	26.4	35.8	18.1
10月	15.7	10	12：31	南	75.0	16.6	26.9	5.6
11月	18.6	18	13：20	南西	11.5	11.9	25.9	1.8
12月	15.3	22	13：46	南南東	82.0	6.5	20.9	-2.2

※6月分の風・雨量データは、気象観測装置の更新作業のため記録なし

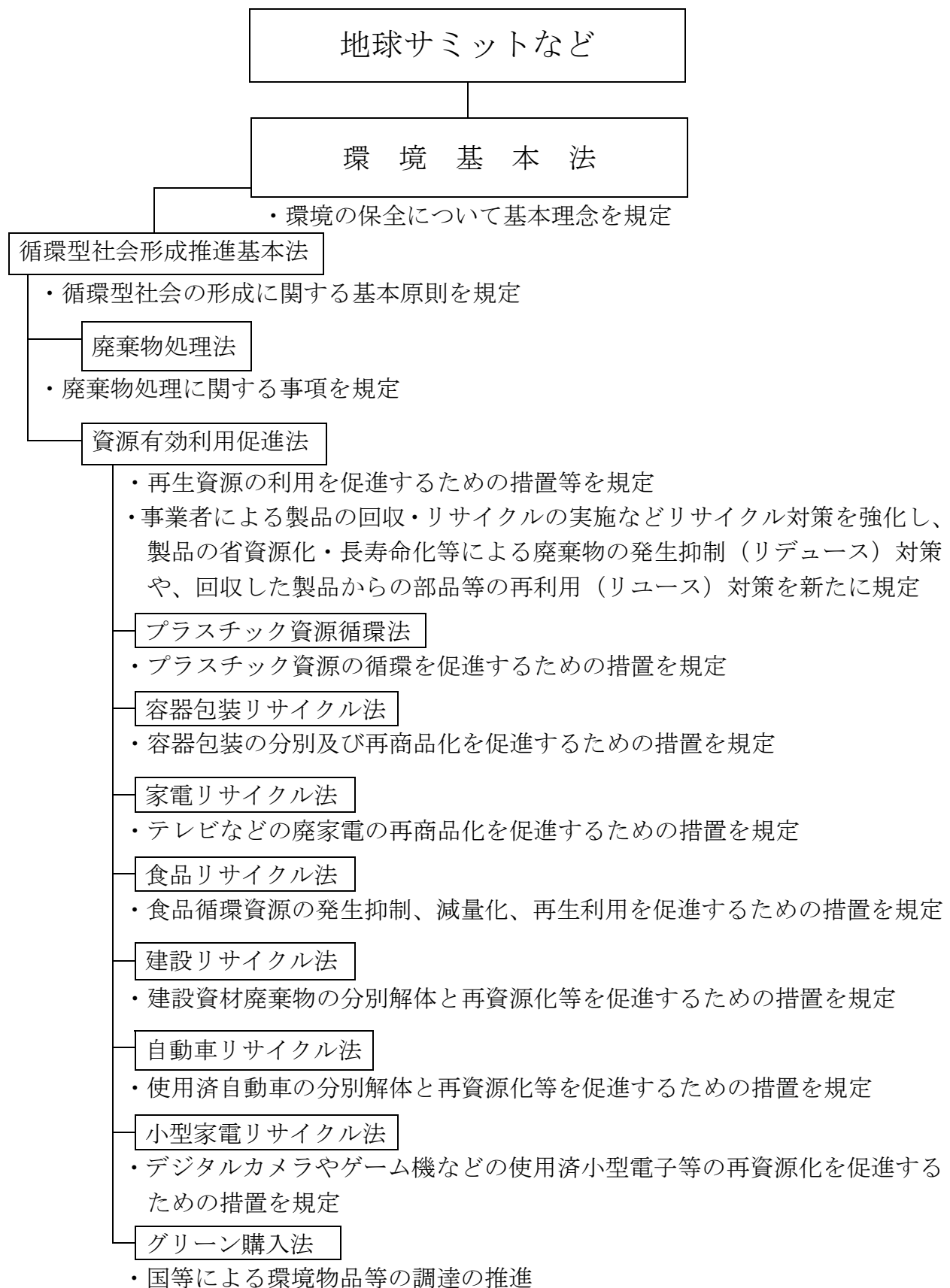
4. 環境関連法規

○ 公害関連法規

環境基本法 - 岐阜県環境基本条例

- ・ 大気汚染関係（所管：岐阜県）
 - ・ 大気汚染防止法 - 岐阜県公害防止条例
 - ・ 道路運送車両法
 - ・ 道路交通法
 - ・ 電気事業法
 - ・ ガス事業法
 - ・ 自動車NOx・PM法
- ・ 水質汚濁関係（所管：岐阜県）
 - ・ 水質汚濁防止法 - 岐阜県公害防止条例
 - ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
 - ・ 瀬戸内海環境保全特別措置法
 - ・ 湖沼水質保全特別措置法
- ・ 下水道法
- ・ 土壌汚染関係（所管：岐阜県）
 - ・ 土壌汚染対策法
 - ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
- ・ 騒音関係（所管：関市）
 - ・ 騒音規制法 - 岐阜県公害防止条例
 - ・ 道路運送車両法
 - ・ 道路交通法
- ・ 振動関係（所管：関市）
 - ・ 振動規制法 - 岐阜県公害防止条例
 - ・ 道路交通法
- ・ 地盤沈下関係（所管：岐阜県）
 - ・ 工業用水法
 - ・ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律
- ・ 悪臭関係（所管：関市）
 - ・ 悪臭防止法 - 岐阜県公害防止条例
 - ・ へい獣処理場などに関する法律

○廃棄物関連法規



※法律名は略称を使用

第2章 第二期関市環境基本計画

○第二期関市環境基本計画とは

(1) 計画の目的

関市環境基本条例に基づいて、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

(2) 計画の役割

関市環境基本条例の理念を具現化するために、国や県の環境基本計画や関市第5次総合計画等との整合を図り、本市の諸計画や事業に関する環境保全の指針としての役割を果たします。さらに、本市の諸計画や事業に対し、環境保全に関する最上位計画として位置づけられます。

(3) 計画の期間

令和5(2023)年度から令和24(2042)年度までの20年間とし、社会的動向に対応するため、5年ごとを基本として見直しを行います。

○環境の将来像

「自然と産業と伝統文化の調和した心豊かなまち せき」

～みんなで環境を想い、力をあわせてつくります～

計画の推進により、令和24(2042)年度に実現される関市の環境のあるべき姿が「環境の将来像」です。豊かな自然、生活の基盤である産業、関市らしい伝統文化の調和がとれ、人々が心豊かに暮らすことのできる快適な環境を、一人ひとりが協力し合いながら創り出す姿を示しています。

○計画の推進体制

(1) 推進体制の構築と維持

市民・団体・事業者・市の各主体が互いの情報や意見を交換し、各施策をそれぞれの役割を果たしながら協働して推進していく体制を整備し、市民・団体・事業者・市の連携のもとに推進していきます。また広域的な取組を必要とする施策の実施にあたっては、国、県や他の地方公共団体、市民団体等と協力して推進に努めます。

(2) 計画の進行管理

関市環境審議会の意見や助言を受けて行うものとします。環境マネジメントシステムの考えのもと、計画(Plan)⇒実施(Do)⇒点検・評価(Check)⇒改善・見直し(Action)によるサイクルを基本として進行管理を行います。

計画の進捗状況の確認及び評価の結果は、関市環境審議会へ報告するとともに、環境情報として市の広報紙やホームページ、関市の環境において公表します。

社会経済状況や市民意識等の変化、新たな環境問題の発生等に適切に対応するため、概ね5年ごとに本計画の見直しを行います。

○基本目標Ⅰ 脱炭素を目指すまち

令和4(2022)年2月に、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「関市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

地球温暖化防止のために、再生可能エネルギーの普及や環境負荷の少ないライフスタイルを推進し、市民・団体・事業者・市が連携し、地球温暖化意識を高め、脱炭素のまちづくりを目指します。

施策の方針	基本的施策
1. 脱炭素実現に向けたライフスタイルの推進、普及、啓発	1.1 省資源・省エネルギー型ライフスタイルの推進
	1.2 地産地消の推進
2. 再生可能エネルギー活用の推進	2.1 再生可能エネルギー活用の推進
	2.2 再生可能エネルギーの活用 【重点】
	2.3 木質資源生産の推進
3. 脱炭素に向けたまちづくりの推進	3.1 まちの省エネルギー化の推進
	3.2 公共交通対策・インフラ整備
	3.3 脱炭素化に向けた新技術の情報収集
	3.4 吸収源対策の推進
4. 気候変動への適応	4.1 気候変動に関する情報収集・発信
	4.2 地球温暖化対策の推進 【重点】
	4.3 適応策の推進

○基本目標Ⅱ 自然と共生するまち

森林面積が市域の8割を占め、その他豊富な自然資源が多く、その管理・保全の重要性が他市町と比較しても高いという市の特性があります。また、本市の誇りであるきれいな水を育んでおり、多様な生態系を支えています。

多様な自然や動植物の生育環境を保全し、豊かな自然の恵みを次世代に引き継ぐため、自然と共生するまちづくりを目指します。

施策の方針	基本的施策
1. 自然環境の保全	1.1 河川環境の保全
	1.2 森林・里山の保全
	1.3 農地の保全
	1.4 自然とのふれあいづくり 【重点】
	1.5 水循環の保全
2. 生物の多様性の確保	2.1 身近な生物の保全
	2.2 貴重な野生生物の保全 【重点】
	2.3 鳥獣害への対応

○基本目標Ⅲ 資源を無駄なく使うまち

プラスチックごみ等による海洋汚染や食品ロス等の大量生産・太陽消費に伴う廃棄物の大量発生が地球環境に影響を与えています。家庭や事業所から排出されるごみの

減量化・資源化に向け、市民・団体・事業者・市が連携・協力し、廃棄物の適正な処理や資源の回収活動に取り組んでいくことが必要です。

リサイクル（再生利用）に加えて、より環境負荷が少ないリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の取組を推進し、ごみを発生させないライフスタイルを実践することにより、環境への負荷が少ない循環型社会を目指します。

施策の方針	基本的施策
1. 廃棄物の発生抑制	1.1 生ごみの排出量の削減及び有効利用 【重点】
	1.2 ごみ収集制度の見直し
	1.3 ごみを出さない生活習慣の推進
	1.4 ごみを出さない事業活動の推進
2. 廃棄物の適正な処理	2.1 不法投棄・不適正な処理の防止
	2.2 適正処理の推進
	2.3 災害廃棄物処理への対応
3. 廃棄物の再利用	3.1 分別・回収の徹底
	3.2 再生資源の活用 【重点】

○基本目標Ⅳ 安心して暮らせる快適なまち

公害として大きく取り上げられる状況には至っていませんが、公害の発生が懸念される状況などもうかがえるため、公害の発生を未然に防止することが必要です。

大気、水、土壌などを良好な状態に保ち、安心して暮らせる生活環境、歴史的資源、山地・河川・田園風景を生かした良好な景観、まち並みの美観など、快適な暮らしの基盤を創り出し、安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

施策の方針	基本的施策
1. 公害のない生活環境の創出	1.1 水質保全対策の推進
	1.2 交通公害対策の推進
	1.3 事業活動による公害対策の推進
	1.4 環境調査継続・充実
2. 良好な景観の保全及び創出	2.1 歴史的資源の活用
	2.2 魅力的なまち並みづくり 【重点】
3. 潤いのある生活環境の保全及び創出	3.1 緑あふれるまちづくり 【重点】
	3.2 清潔なまち並みづくり

○基本目標Ⅴ 一人ひとりが行動するまち

環境にやさしいまちづくりを進めていくためには、市だけでなく、市民・団体・事業者などすべての人々が環境に関する正確な知識を身に付け、情報を共有し、環境に配慮した行動を行う必要があります。

それぞれの立場に応じた役割分担を図りながら、各主体の連携を強化し、長期的視野を持ち、総合的かつ積極的に環境保全のための取組を進め、一人ひとりが行動するまちを目指します。

施策の方針	基本的施策	
1. 環境教育の推進	1.1 学校における環境教育の推進	
	1.2 社会における環境教育の推進	【重点】
2. 市民・団体・事業者・市が一体となった環境保全活動の推進	2.1 地域活動の活性化	【重点】
	2.2 市民・団体・事業者・市の協働体制の確立	
3. 情報の効果的な発信	3.1 幅広い情報の提供	
	3.2 多様な手法による情報の提供	
	3.3 情報交流の支援	

○重点施策と目標指標

重点施策と目標指標については、基本目標ごとに設定しており、「地球温暖化対策」「自然共生」「資源循環」「景観美化」「環境教育」の分野において、重点的に取り組んでいく内容を重点施策と位置付けます。

重点施策の内容は、これまでの取組状況や目標指標の達成状況を踏まえて設定しています。

重点施策Ⅰ 脱炭素に向けた取組 ～地球温暖化関連～

位置づけ	基本目標Ⅰ 脱炭素を目指すまち	
	基本的施策 2.2	再生可能エネルギーの活用
	基本的施策 4.2	地球温暖化対策の推進

指標項目	現状値 (2023 年度)	中間目標値 (2032 年度)	最終目標値 (2042 年度)
市の公共施設(車両含む)における温室効果ガスの排出量	19,311t- CO ₂	14,835t- CO ₂ (2030 年度目標)	減少
関市における二酸化炭素の排出量	680 千 t- CO ₂ (2021 年度実績)	417 千 t- CO ₂	185 千 t- CO ₂
公用車における次世代自動車の導入率	12.4%	52.6%	100%
脱炭素社会の満足度 (せきのまちづくり通信簿)	—	70%	80%
設置可能な公共施設への再生可能エネルギーシステムの設置割合	—	50%	100%

重点施策Ⅱ 自然環境の保全と共生 ～自然共生関連～

位置づけ	基本目標Ⅱ 自然と共生するまち	
	基本的施策 1.4	自然とのふれあいづくり
	基本的施策 2.2	貴重な野生生物の保護

指標項目	現状値 (2023 年度)	中間目標値 (2032 年度)	最終目標値 (2042 年度)
環境保全林の間伐実施面積	152.92ha/年	60.00ha/年	70.00ha/年
カワゲラウォッチング参加校数	6 校	10 校	12 校

重点施策Ⅲ 循環型社会の実現に向けた取組 ～資源循環関連～

位置づけ	基本目標Ⅲ 資源を無駄なく使う持続可能なまち	
	基本的施策 1.1	生ごみの排出量の削減及び有効利用
	基本的施策 3.2	再生資源の活用

指標項目	現状値 (2023 年度)	中間目標値 (2032 年度)	最終目標値 (2042 年度)
バイオマス活用施設数(事業系)	9 施設	10 施設	11 施設
1人1日当たりのごみの排出量	865g	870g	850g
循環型社会の満足度 (せきのまちづくり通信簿)	85.4%	増加	増加
生ごみたい肥化装置等購入補助件数	5,046 件	7,500 件	10,000 件

重点施策Ⅳ 魅力あるまちづくりの推進 ～景観美化関連～

位置づけ	基本目標Ⅳ 安心して暮らせる快適なまち	
	基本的施策 2.2	魅力的なまち並みづくり
	基本的施策 3.1	緑あふれるまちづくり

指標項目	現状値 (2023 年度)	中間目標値 (2032 年度)	最終目標値 (2042 年度)
ごみゼロ運動自治会参加率	21.8%	70%	80%
景観・公園の満足度 (せきのまちづくり通信簿)	83.7%	増加	増加
環境保全の満足度 (せきのまちづくり通信簿)	83.4%	増加	増加

重点施策Ⅴ 行動につなげるための環境教育 ～環境教育関連～

位置づけ	基本目標Ⅴ 一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまち	
	基本的施策 1.1	学校における環境教育の推進
	基本的施策 1.2	社会における環境教育の推進
	基本的施策 2.1	地域活動の活性化

指標項目	現状値 (2023 年度)	中間目標値 (2032 年度)	最終目標値 (2042 年度)
カワゲラウォッチング参加校数(再掲)	6 校	10 校	12 校
環境フェアへの参加団体数	42 団体	32 団体	37 団体
市民向け環境講座の開催回数	7 回	6 回	9 回

第3章 自然環境

本市は「日本の名水百選」に選ばれた長良川をはじめ、津保川、板取川、武儀川の支流が流れるまちであり、豊かできれいな水とともに、魚や鳥、植物や昆虫など、多くの生き物の生育・生息の場となっています。洞戸・板取・武芸川北部地域、武儀・上之保地域には広大な森林が広がり、多様な生態系を支えています。また、関・武芸川南部地域の平地に広がる田畑は、農業生産の場としての面と、身近な生き物のすみかとしての面を持っています。身近な自然から自然度の高い森林まで、本市域の自然環境は変化に富んでいます。

しかし、河川での護岸の改変、農地での生産性優先の整備、山地では開発や荒廃などが進んだこと、また、外来の生物の侵入により、本来の生態系が変化してきており、かつての生態系が失われつつあります。そのため、身近な生き物の生息環境を保全し、多様な生態系を保全する必要があります。

一方で、ウシモツゴ、オリエボシ、ギフチョウなどの貴重な種が確認されており、生息環境の変化が進む中、生息状況の継続的な把握と保護対策が必要となっています。

1. 希少野生生物分布調査

本市では、関市に分布・生息する希少野生生物の現況を調査・把握し、良好な自然環境保全の基礎データとするほか、関市環境基本計画に定める生物の多様性の確保に向け、貴重な野生生物の保護を推進することを目的とするため、平成23年度より希少野生生物分布調査を実施しています。

岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（平成13年発行、26年改訂）および関市の水生生物（平成6年発行）（以下「既存データ」という。）に掲載されている関市に生息または生息の可能性のある希少野生生物について把握を行っており、平成23年度は、準備調査として、あらかじめ既存データの中から、関市内に分布が予想される希少生物について調査対象としてリスト化を行いました。平成24年度以降については、準備調査に基づき生息域を限定できるものについて、順次、次のとおり生息確認調査を実施しました。

調査年度	場所	調査結果
平成25年度	旧関市南部	ギフチョウについては平成24年度と同様にヒメカンアオイの生息場所について調査しましたが、生息の確認は取れませんでした。希少淡水二枚貝については、マツカサガイのみがごく一部で確認できました。また、シデコブシについては、平成24年度と同様に「関市及び周辺のシデコブシ自生地」に基づいて調査を行いました。この調査以降、開発が行われている場所があり、生息域が減少していました。

平成26年度	武芸川	武芸川地域の水路、河川に生息する魚介類の調査を行いました。その結果、希少野生生物として絶滅危惧Ⅱ類のイシガイ、準絶滅危惧種のアブラボテ、ホトケドジョウ、コオイムシの生息が確認されました。淡水二枚貝については1個のみしか生息が確認できませんでした。この淡水二枚貝についてはアブラボテの繁殖に必要となるため、付近に生息場所があると予想し、今後も調査を継続します。
平成27年度	洞戸	洞戸地域を流れる板取川の本流及び支流を調査しました。漁協との調整により網の解禁後の10月からの調査でしたので魚数が少なく、本流については、漁協の過去資料と照らし合わせ、タモロコ、ウナギ、スナヤツメ、ネコギギが確認できませんでした。新たにタカハヤの生息を確認しました。支流については、柿野川でタカハヤ、ウグイ、カワヨシノボリ、高賀川でカジカ、アユ、アマゴ、カワムツが確認できました。
平成28年度	板取	板取地域を流れる板取川の本流及び支流を調査しました。過去の板取川漁協の魚類の資料からタモロコ、ウナギ、スナヤツメ、ネコギギの4種類が確認できませんでした。しかし、タカハヤを新たに確認しました。洞戸地域の板取川と比べ、板取地域ではアカザが捕獲できませんでした。今回、イワナの生息が川浦谷（小谷）、明石谷で確認できました。
平成29年度	武儀（支流）	武儀地域を流れる津保川の支流を調査しました。武儀地域内で津保川に流れ込む支流は板取川に流れ込む支流と似たような魚類を捕獲できました。武儀倉川は他の支流と違い、フナとアマゴが同じ場所で捕獲でき、他の支流とは少し異なり、魚種、数ともに多く確認できました。また、本調査ではトンボの幼虫まで捕獲・同定でき、11種類確認することができました。
平成30年度	武儀（本流）	7月豪雨により大きな災害があり、津保川の川岸、川底の状態が以前とは異なっており、魚種、生息数に影響があると心配していましたが、調査した結果、川に住む生き物に大きな変化はなかったことが分かりました。また、天然記念物に指定されているネコギギ、環境省絶滅危惧Ⅱ類に指定されているアカザも確認できました。近隣住民への聞き込みによると、特別天然記念物のオオサンショウウオが多く生息しているとのことでした。
令和元年度	上之保（支流）	上之保地域を流れる津保川の支流を調査しました。今回の調査で確認された水生生物は魚類18種類、爬虫類3種類、両生類1種類、甲殻類1種類でした。オオサンショウウオ、ネコギギなどの日本国内でも限られた地域に生息する希少種も確認することができました。これらの生き物が生息しているということは、水環境が非常に良いということが考えられます。
令和2年度	上之保（本流）	上之保地域を流れる津保川の本流を調査しました。今回の調査で確認された水生生物は魚類18種類、爬虫類2種類、甲殻類1種類でした。岐阜県レッドリストに指令されているスナヤツメやニホンイシガメ、天然記念物に指定されているネコギギも確認することができました。また、カマツカが新しく分類されたナガレカマツカも確認できました。

令和3年度	市平賀	土地区画整理が行われた市平賀第一工区の水路を調査しました。当該水路は二枚貝の保全を目的として、事前に生息環境の整備を行った水路です。調査の結果、オバエボシガイ、マツカサガイをはじめとする自然繁殖による定着個体を確認できました。このことから、これまでの保全対策は一定の成功を収めていると考えられます。
令和4年度	旧関市	平成24年に調査した場所と同じ旧関市水路について、淡水イシガイ類の調査を実施し、生息数や種類の変化について確認しました。水路の改修工事などで水が干上がった箇所や今回の調査では個体の確認ができなかった水路もあり10年前の調査時より生息数及び種類が減少していました。10年かけて行った市平賀第一工区のイシガイ類の生存は確認できていることから、生息環境の理解と保護活動の必要があると考えられます。
令和5年度	旧関市中部及び北部	10年前に調査した時と比べ、関川・吉田川・志津野川では捕獲数の多少はありますが、魚種に関しては特別な変化はなく、水環境に関しての変化もあまりないと思われます。 寺田川で捕獲確認したオオクチバスについては、以前から工業団地内の調整池にはオオクチバスが生息していることが確認されているので、そこから流出した可能性が高いと思われます。 吉田川に関しては、上流の中洞池にブルーギルが生息しているという情報の元、令和5年12月10日と令和6年1月14日に池を干しブルーギルを捕獲駆除しましたが、それ以前に中洞池から流出したブルーギルの可能性が高いと考えられます。また、その他に近くの新池にもブルーギルは生息しているかもしれないので調査の必要があると思われます。 小野川では、以前は、ブルーギルは確認されませんでしたが今回捕獲されましたので、今後、上流の溜池の調査も必要と思われます。

第4章 公害苦情

令和5年度の全体の苦情総数は令和4年度から減少傾向ですが、野焼きによる苦情が依然として多く寄せられています。また、令和5年度の苦情の特徴としては水質汚濁の苦情が多く寄せられました。今後も市民・事業所への環境問題への意識が向上するよう啓発に努めていきます。

1. 苦情件数の推移

○苦情件数の経年変化

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
典型7公害	大気汚染	15	20	14	20	14
	水質汚濁	12	8	9	7	15
	土壌汚染	1	1	0	0	0
	騒音	22	11	13	16	10
	振動	1	0	0	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	1
	悪臭	11	12	8	7	6
	小計	62	52	44	50	46
典型7公害以外	不法投棄	2	5	2	1	1
	日照権	0	0	0	0	0
	電波障害	0	0	0	0	0
	焼却	27	21	33	30	23
	その他	3	0	1	1	0
	小計	32	26	36	32	24
合計		94	78	80	82	70

第5章 大気汚染

大気汚染は、工場・事業場などからのばい煙や粉じん、自動車の排気ガス、又はこれらを要因物質として大気中の様々な条件下で生成される物質などによって引き起こされます。

1. 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準	評価	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値につき0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の上位から2%を除外した最高値が0.04ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	—	1日平均値の下位から98%目の値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値につき10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値の上位から2%を除外した最高値が10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値につき0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値の上位から2%を除外した最高値が0.10mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O_x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	—

2. 有害大気汚染物質に係る環境基準

項目	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

3. 微小粒子状物質に係る環境基準

項目	環境基準	評価	
		短期的評価	長期的評価
微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	—	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値の下位から98%目の値が35μg/m ³ 以下であること。

4. 大気汚染測定結果（岐阜県実施）

年 度		令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
調査期間		常時監視	常時監視	常時監視	常時監視	常時監視
調査地点		土木プラント (西本郷通4丁目)	土木プラント (西本郷通4丁目)	土木プラント (西本郷通4丁目)	土木プラント (西本郷通4丁目)	土木プラント (西本郷通4丁目)
二酸化硫 黄 (ppm)	1 時間値の最高	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005
	1 日平均値の最高	0.002	0.001	0.001	0.003	0.003
	日平均値0.04ppmを超えた日 が2日以上連続	無	無	無	無	無
	1日平均の2%除外値	0.002	0.001	0.001	0.003	0.003
浮遊粒子 状物質 (mg/m ³)	1 時間値の最高	0.079	0.144	0.072	0.055	0.089
	1 日平均値の最高	0.050	0.081	0.047	0.036	0.037
	日平均値0.10mg/m ³ を超えた 日が2日以上連続	無	無	無	無	無
	1日平均の2%除外値	0.036	0.035	0.024	0.025	0.029
二酸化窒 素 (ppm)	1 日平均値の最高	0.013	0.011	0.013	0.015	0.016
	1 日平均値の年間98%値	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009
光化学 オキシダン ト (ppm)	昼1時間値の最高	0.140	0.131	0.130	0.100	0.129
	昼1時間値全平均	0.032	0.031	0.032	0.031	0.031
微小粒子状 物質 (PM2.5) (μg/m ³)	1 時間値の全平均	10.1	11.1	10.3	12.1	8.8
	1 日平均値の最高	30.6	47.6	27.2	39.1	29.0
	1 日平均値の年間98%値	24.0	27.0	20.0	26.1	21.4

第6章 水質汚濁

水質汚濁は、工場や事業場などの排水、生活排水などによって引き起こされます。河川などの公共用水域が汚染されると、上水道や井戸水の利用などを通して生活環境に深刻な影響を与えるため、水質の環境基準が定められています。

1. 水質汚濁に係る環境基準

○人の健康の保護に係る環境基準（全水域）

項 目	基準値	対象水域	備 考
カドミウム	0.003mg/L 以下	全公共用水域	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。
全シアン	検出されないこと		
鉛	0.01mg/L 以下		
六価クロム	0.02mg/L 以下		
砒素	0.01mg/L 以下		
総水銀	0.0005mg/L 以下		
アルキル水銀	検出されないこと		
P C B	検出されないこと		
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		
四塩化炭素	0.002mg/L 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		
チウラム	0.006mg/L 以下		
シマジン	0.003mg/L 以下		
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下		
ベンゼン	0.01mg/L 以下		
セレン	0.01mg/L 以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下		
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		
ふっ素	0.8mg/L 以下	海域を除く公共用水域	
ほう素	1mg/L 以下		

○生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級・自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100ml 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100ml 以下
B	水道 3 級・水産 2 級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1000CFU /100ml 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	
D	工業用水 2 級・農業 用水及び E の欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
E	工業用水 3 級・環境 保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	

備考) 基準値は日間平均値とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに

水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び

水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等、 β - 中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2. 河川水質調査結果

関市には、木曽三川のひとつである長良川と、長良川に合流する津保川、板取川、武儀川及びその支流、坂祝町で木曽川に合流する迫間川など、多くの川が流れています。これまで、大規模な水質汚濁は起きていませんが、市では定期的に水質調査を行っています。

令和5年度の調査結果は次の表に示すとおりです。環境基準が設定されている項目について基準値と対比して評価すると、各地点とも大腸菌群数を除きすべての項目で環境基準を達成しました。大腸菌群数は適合率が低い状況でした。大腸菌群数については全国的にも低い適合率が続いています。

○調査地点

①～⑥地点

4, 6, 8, 10, 12, 2 月に測定

⑦～⑪地点

5, 7, 9, 11, 1, 3 月に測定



○調査結果一覧（年間平均値）

（単位：mg/L、大腸菌群数 MPN/100ml）

調査地点 (類型)	項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①津保川 竹之腰 (A)	pH	7.4	7.5	7.3	7.4	7.4
	BOD	0.5 未満	0.6	0.5	0.5 未満	0.5
	COD	0.8	0.9	0.6	0.7	0.7
	SS	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
	DO	11	11	11	11	11
	大腸菌群数	1800	3400	7700	—	—
	大腸菌	25	36	29	45	28
	全窒素	0.27	0.23	0.22	0.20	0.18
	全燐	0.015	0.014	0.010	0.010	0.016

調査地点 (類型)	項 目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
②津保川 多良木橋 (A)	pH	7.6	7.7	7.6	7.8	7.7
	BOD	0.5	0.6	0.5	0.5 未満	0.5
	COD	0.8	1.0	0.7	0.9	0.8
	SS	1	1	1	－	－
	DO	11	11	11	11	11
	大腸菌群数	5900	7200	5200	－	－
	大腸菌	100	53	44	102	97
	全窒素	0.37	0.31	0.24	0.26	0.27
	全燐	0.025	0.023	0.014	0.015	0.020
③津保川 万代橋 (A)	pH	7.6	7.6	7.6	7.6	7.7
	BOD	0.5	0.6	0.5	－	0.5
	COD	1.0	1.0	0.8	1.0	0.8
	SS	2	1	1	－	1 未満
	DO	11	11	11	11	11
	大腸菌群数	7700	5200	4800	－	－
	大腸菌	170	85	69	195	66
	全窒素	0.45	0.35	0.29	0.31	0.31
	全燐	0.026	0.023	0.016	0.020	0.020
④津保川 田富橋 (A)	pH	7.5	7.4	7.4	7.5	7.5
	BOD	0.6	0.8	0.5	－	0.6
	COD	1.3	1.4	1.3	1.4	1.1
	SS	1	2	1	－	1
	DO	11	11	11	11	11
	大腸菌群数	10000	33000	13000	－	－
	大腸菌	98	270	62	101	87
	全窒素	0.86	0.88	0.69	0.77	0.72
	全燐	0.040	0.051	0.032	0.037	0.037
⑤津保川 桜橋 (A)	pH	7.4	7.3	7.4	7.5	7.4
	BOD	0.7	0.8	0.8	－	0.7
	COD	1.6	1.8	1.3	1.8	1.3
	SS	1	1	1	－	1
	DO	11	11	11	11	11
	大腸菌群数	11000	27000	5600	－	－
	大腸菌	240	140	49	120	75
	全窒素	1.1	1.2	0.92	1.00	0.93
	全燐	0.13	0.096	0.058	0.070	0.066

調査地点 (類型)	項 目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
⑥迫間川 下沖橋 (一)	pH	7.3	7.2	7.2	7.3	7.3
	BOD	0.7	1.1	0.5	－	0.7
	COD	2.2	2.1	1.7	2.3	1.7
	SS	1	1	1	－	1
	DO	11	11	11	11	11
	大腸菌群数	20000	48000	13000	－	－
	大腸菌	620	280	760	399	240
	全窒素	0.92	1.1	0.73	0.89	0.84
	全燐	0.040	0.059	0.029	0.038	0.046
⑦板取川 上ヶ瀬橋 (AA)	pH	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
	BOD	0.5 未満	0.6	0.5 未満	0.5 未満	0.5
	COD	0.7	0.7	0.8	0.8	0.7
	SS	1 未満	1 未満	1	－	1 未満
	DO	11	11	11	11	11
	大腸菌群数	620	430	980	－	－
	大腸菌	15	15	24	62	34
	全窒素	0.23	0.23	0.28	0.22	0.19
	全燐	0.011	0.012	0.010	0.011	0.011
⑧板取川 洞戸橋 (AA)	pH	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
	BOD	0.5 未満	0.5	0.5	0.5 未満	0.5
	COD	0.7	0.7	0.8	0.6	0.6
	SS	1 未満	1 未満	1	1 未満	1 未満
	DO	11	11	11	11	11
	大腸菌群数	670	500	2200	－	－
	大腸菌	22	13	13	30	37
	全窒素	0.23	0.23	0.29	0.24	0.21
	全燐	0.011	0.011	0.008	0.014	0.009
⑨武儀川 宝見橋 (A)	pH	8.0	8.1	8.1	8.0	8.0
	BOD	0.6	0.6	0.6	－	0.5
	COD	0.9	0.9	0.8	1.0	0.9
	SS	1 未満	1	2	－	1
	DO	11	11	11	11	11
	大腸菌群数	4500	1300	5600	－	－
	大腸菌	20	25	38	192	154
	全窒素	0.51	0.52	0.53	0.51	0.46
	全燐	0.016	0.021	0.027	0.030	0.028

調査地点 (類型)	項 目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
⑩長良川 鮎之瀬橋 (A)	pH	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
	BOD	0.5	0.5	0.6	－	0.5
	COD	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7
	SS	1 未満	1	1	1 未満	1.0
	DO	11	11	11	11	11
	大腸菌群数	1400	2300	2900	－	－
	大腸菌	17	38	32	51	47
	全窒素	0.36	0.31	0.35	0.30	0.27
	全磷	0.017	0.018	0.015	0.015	0.017
⑪中池 (一)	pH	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4
	BOD	1.2	1.8	1.6	1.4	1.3
	COD	3.7	3.9	3.7	－	3.3
	SS	8	2	3	10	2
	DO	10	10	10	10	9.8
	大腸菌群数	34000	2000	1800	－	－
	大腸菌	88	4.5	9.0	8.8	6.7
	全窒素	0.66	0.47	0.43	0.50	0.55
	全磷	0.039	0.028	0.023	0.028	0.030

3. 農薬に関する指針等

環境省は、ゴルフ場における農薬使用の適正化を推進し、水質汚濁の防止を図る観点から、平成2年5月に、ゴルフ場の排出水の農薬濃度に係る上限としての水濁指針値を定め「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を策定しました。平成29年3月には、水濁指針値に加え、生態系保全の観点から水産動植物被害の防止のための水産指針値を新たに定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」を策定しました。その後、平成30年の農薬取締法改正の施行内容を踏まえ、令和2年3月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」を策定しました。

関市及び岐阜県においては、指導指針に基づき、ゴルフ場で使用される農薬について調査・指導を行っています。

関市では市内7箇所のゴルフ場に対しては年2回の調査を行い、令和5年度の調査では、すべてのゴルフ場で指針値未満でした。

また、環境省では平成6年には「公共用水域等における農薬の水質評価指針」を公表し、空中散布農薬など一時的かつ広範囲に渡って使用され、公共用水域での基準値等が定められていなかった農薬についても、検出時の目安となるように指針値が定められました。

○調査結果一覧（各ゴルフ場での農薬使用状況に合わせて調査）

単位：mg/L

ゴルフ場名（所在地）	調査月	検査対象農薬等	指針値	結果
岐阜関カントリー倶楽部 （山田）	6月	ビフェントリン	0.26	0.00005 未満
		フェノキサスルホン	4.5	0.001 未満
		プロピネブ	－	0.001 未満
	10月	ペンシクロン	1.4	0.001 未満
		フルキサピロキサド	0.55	0.001 未満
		ジチオピル	0.095	0.001 未満
岐阜稲口ゴルフ倶楽部 （稲口）	6月	アシュラムナトリウム塩	10	0.001 未満
		アセフェート	0.063	0.001 未満
		チウラム（チラム）	0.2	0.001 未満
	10月	アゾキシストロビン	4.7	0.001 未満
		テブコナゾール	0.77	0.001 未満
		プロピコナゾール	0.5	0.001 未満
グリーンヒル関 ゴルフ倶楽部 （小迫間）	6月	イミダクロプリド	1.5	0.001 未満
		フルキサピロキサド	0.55	0.001 未満
		ペンディメタリン	3.1	0.001 未満
	10月	テブコナゾール	0.77	0.001 未満
		フルポキサム	0.21	0.001 未満
		ペルメトリン	1	0.001 未満

美濃関カントリークラブ (塔ノ洞)	6 月	アシュラムナトリウム塩	10	0.006
		チウラム (チラム)	0.2	0.001 未満
		ビフェントリン	0.26	0.00005 未満
	1 0 月	アゾキシストロビン	4.7	0.001 未満
		オキサジクロメホン	0.24	0.001 未満
		ビフェントリン	0.26	0.00005 未満
シーダーヒルズ カントリークラブ (神野)	6 月	イミダクロプリド	1.5	0.001 未満
		オキサジクロメホン	0.24	0.001 未満
		プロピネブ	—	0.001 未満
	1 0 月	ジチオピル	0.95	0.001 未満
		テブコナゾール	0.77	0.001 未満
		フルベンジアミド	0.45	0.001 未満
岐阜セントフィールド カントリー倶楽部 (西神野)	6 月	ピラフルフェンエチル	4.5	0.001 未満
		ペルメトリン	1	0.001 未満
		ペンシクロン	1.4	0.001 未満
	1 0 月	クロチアニジン	2.5	0.001 未満
		ピラフルフェンエチル	4.5	0.001 未満
		ペンシクロン	1.4	0.001 未満
TOSHIN さくら Hills Golf Club (武芸川町八幡)	6 月	チオファネートメチル	3	0.001 未満
		フルキサメタミド	0.22	0.001 未満
		M C P A	0.051	0.001 未満
	1 0 月	イミノクタジン	0.061	0.001 未満
		チオファネートメチル	3	0.001 未満
		ペルメトリン	1	0.001 未満

○ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る
指導指針

(抜粋)

指針値について

ア 指針値の設定 排水口で採取した排出水中の農薬濃度は、以下の水濁指針値及び水産指針値を
超えないこととする。

①水濁指針値 別表に掲げる農薬については、同表右欄の値を水濁指針値とする。また、別表に
記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値を 10 倍した
値を水濁指針値とする。

②水産指針値 水産基準値が設定されている農薬については、その値を 10 倍した値を水産指針
値とする。

(別表)

農 薬 名	水濁指針値 (m g / L)
(殺虫剤)	
ダイアジノン	0. 0 5
チオジカルブ	0. 8
トリクロルホン (D E P)	0. 0 5
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0. 9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジ ン酢酸塩	0. 0 6 (イミノクタジンとして)
シプロコナゾール	0. 3
チウラム (チラム)	0. 2
チオフアネートメチル	3
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	1 2
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0. 2
(除草剤)	
シクロスルフアムロン	0. 8
シマジン (C A T)	0. 0 3
トリクロピル	0. 0 6
ナプロパミド	0. 3
フラザスルフロン	0. 3
M C P A イソプロピルアミン塩及びM C P A ナト リウム塩	0. 0 5 1 (MCPA として)

○公共用水域における農薬の水質評価指針

単位：mg/L

区分	農薬名	指針値
殺 虫 剤	イミダクロプリド	0.2 以下
	エトフェンプロックス	0.08 以下
	カルバリル (NAC)	0.05 以下
	クロルピリホス	0.03 以下
	ジクロフェンチオン (ECP)	0.006 以下
	トリクロルホン	0.03 以下
	ピリダフェンチオン	0.002 以下
	ブプロフェジン	0.01 以下
	マラチオン(マラソン)	0.01 以下
殺 菌 剤	イプロジオン	0.3 以下
	エディフェンホス (EDDP)	0.006 以下
	トルクロホスメチル	0.2 以下
	トリシクラゾール	0.1 以下
	フサライド	0.1 以下
	プロベナゾール	0.05 以下
	フルトラニル	0.2 以下
	ペンシクロン	0.04 以下
	メプロニル	0.1 以下
除 草 剤	エスプロカルブ	0.01 以下
	シメトリン	0.06 以下
	ブタミホス	0.004 以下
	プレチラクロール	0.04 以下
	ブロモブチド	0.04 以下
	ベンスリド (SAP)	0.1 以下
	ペンディメタリン	0.1 以下
	メフェナセツト	0.009 以下
	モリネート	0.005 以下

4. 地下水汚染対策

関市では、平成 5 年度にトリクロロエチレンによる地下水汚染が発生しました。岐阜県と協働して原因究明に努めてきましたが、平成 12 年度にモニタリング調査のほかに、汚染機構解明調査を実施し、汚染範囲及び汚染原因が判明しました。

また、平成 21 年度には六価クロムによる地下水汚染が発生しました。岐阜県と協働して汚染状況調査等の原因調査の結果、汚染範囲を判明し汚染原因が推測されました。

○対策

トリクロロエチレンについては、平成 12 年度に、モニタリング調査のほかに、汚染機構解明調査を実施し、汚染範囲及び汚染原因が判明しました。モニタリング調査の結果、平成 17 年度以降、環境基準の超過がなくなり、地下水のトリクロロエチレンによる汚染は改善されてきました。このことから、モニタリング地点についても平成 20 年度より 3 地点から 1 地点へ変更しました。

また、六価クロムについても、8 地点を選定して、岐阜県とともにモニタリング調査を実施しています（平成 23 年度、平成 24 年度および平成 25 年度にそれぞれの年に 1 地点ずつ井戸廃止のため、5 地点に変更になりました。また、令和元年度調査において、西旭ヶ丘 1 丁目調査地点については採水箇所立ち入り不可のため検査未実施です。）。

今後も、モニタリング調査により汚染の変化の把握に努めていきたいと考えています。

○地下水モニタリング調査結果

・トリクロロエチレン（単位：mg/L、環境基準 0.01mg/L 以下、岐阜県実施）

地区名	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
倉知	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満

・六価クロム（単位：mg/L、環境基準 0.02mg/L 以下、岐阜県・関市実施）

地区名	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
旭ヶ丘 1 丁目	－	0.93(*)	0.83(*)	0.43(*)	0.84(*)
仲町	0.57(*)	0.49(*)	0.41(*)	0.42(*)	0.39(*)
大平町 1 丁目	－	－	－	－	－
富本町	0.21(*)	0.24(*)	0.17(*)	0.19(*)	0.14(*)
西旭ヶ丘	－	－	－	－	－
大平町 2 丁目	0.20(*)	0.34(*)	0.28(*)	0.20(*)	0.27(*)
吾妻町	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04(*)	0.05(*)
大平町 3 丁目	－	－	－	－	－

※（*）は、環境基準超過値。

環境基準は 0.05mg/L から 0.02mg/L に変更（R4.4.1～）

調査地点は、関係者の正当な利益を保護するため、地区名のみ公表します。

5. カワゲラウォッチング

カワゲラウォッチングとは、身近な河川に棲む生物（指標生物）を採取し、その結果から河川の水質を調べる方法です。また、小中学生や高校生に参加してもらうことで、水質保全や浄化の重要性の認識にもつながります。

○水質階級と指標生物

水質階級	I きれいな水	II ややきれいな水	III 汚い水	IV とても汚い水
指標生物	カワゲラ類 ヒラタカゲロウ類 ナガレトビケラ類 ヤマトビケラ類 アミカ類 ヨコエビ類 ヘビトンボ ブユ類 サワガニ ナミウズムシ	コガタシマトビケラ類 オオシマトビケラ ヒラタドロムシ類 ゲンジボタル コオニヤンマ カワニナ類 ヤマトシジミ イシマキガイ	ミズカマキリ ミズムシ タニシ類 シマイシビル ニホンドロソコエビ イソコツブムシ類	ユスリカ類 チョウバエ類 アメリカザリガニ エラミミズ サカマキガイ

○調査方法

1. 下流側に網を受け、静かに石等をバット、バケツなどに移す。また、石を移した後の川底をかき混ぜ、流れてくる虫を網に受ける。
2. バットや白いビニールの上に石や網の中の虫を移し、そこにいる生物をピンセットで採取する。
3. 採取した生物を指標生物に分類する。（指標として採用されない生物もいる）
4. 一番多くの指標生物が見つけた階級をその地点の水質階級とする。
5. 調査の終了した生物を川に戻す。

○調査結果

調査河川	調査地点	調査者	令和3年	令和4年	令和5年
長良川	鮎之瀬橋	瀬尻小学校	きれいな水	きれいな水	きれいな水
	千疋大橋	金竜小学校	きれいな水	きれいな水	きれいな水
板取川	洞戸橋	洞戸小学校	—	きれいな水	きれいな水
	岩本橋上流	板取小学校	—	きれいな水	きれいな水
津保川	武儀倉川合流地点	武儀小学校 (旧武儀東小学校)	きれいな水	きれいな水	きれいな水
	若栗橋付近	津保川中学校	—	—	—
	上野橋	武儀西小学校(*)	—	—	—
武儀川	武芸川スポーツ公園付近	博愛小学校	—	きれいな水	ややきれいな水
	桜橋	武芸小学校	—	きれいな水	—
吉田川	旭ヶ丘小前	旭ヶ丘小学校	少しきたない水	ややきれいな水	—
関川	南春日町	安桜小学校	ややきれいな水	きれいな水	—
小野川	富野小南	富野小学校	ややきれいな水	—	—

※ 武儀西小学校(*)は、令和3年度より廃校。

第7章 騒音・振動

騒音は、工場や事業場、建設現場をはじめ、自動車、鉄道、航空機など様々な要因から発生し、精神的な不快感により日常生活にも悪影響を与えることがあります。近年では、飲食店や家庭生活における近隣騒音の苦情も増えています。また、建設作業など大型機械を使用する場合は、騒音に加えて振動も発生するケースがあります。

1. 騒音及び振動に係る環境基準

○規制区分・環境基準の類型

都市計画法に基づく用途地域	騒音の規制区域	振動の規制区域	環境基準の類型
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	第 1 種区域	第 1 種区域	A
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	第 2 種区域		
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域			B
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第 3 種区域	第 2 種区域	C
工業地域 工業専用地域	第 4 種区域		

※騒音規制法に基づき、実情に応じた区域指定を行っている地域あり。

○騒音規制法に基づく騒音の規制基準（平成24年3月15日関市告示第41号）及び 岐阜県公害防止条例に基づく騒音の規制基準（条例施行規則別表第12）

時間区分 区域区分	昼	朝	夕	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで	午後7時から 午後11時まで	午後11時から 翌朝午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル		40デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル		45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル		50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル		60デシベル

※第2種、第3種、第4種区域の学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲概ね50mの区域における基準は、表の値から5デシベルを減じた値とする。

○騒音に係る環境基準（平成10年 9 月30日環境庁告示第64号）

・一般地域

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
	午前 6 時から午後10時まで	午後10時から翌日午前 6 時まで
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及び B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※A A地域とは、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域をいう。

・道路に面する地域

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
	午前 6 時から午後10時まで	午後10時から翌日午前 6 時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

・幹線交通を担う道路に近接する空間

基 準 値	
昼 間 (午前 6 時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から翌日午前6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下

※個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ浸透する騒音に係る基準以下（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

※「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）並びに一般自動車道であって、都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

※「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 …… 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 …… 20m

○振動規制法に基づく振動の規制基準（平成24年3月15日関市告示第44号）

時間区分 区域区分	昼間	夜間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

※第2種区域の学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲概ね50mの区域における基準は、表の値から5デシベルを減じた値とする。

2. 環境騒音調査結果

関市では、毎年1回、市内数カ所を定点として騒音測定を行っています。（令和元年度より測定地域の偏りをなくすため、一部の測定地点を変更しました。）一般地域（道路に面していない地域）では、すべての地点にて基準値以下の数値で推移しています。道路に面する地域では、令和5年度は一般国道418号、江南関線で測定を行い、環境基準の超過は認められませんでした。

○一般地域の騒音状況（LAeq・10分間計測）

単位：dB

騒音環境基準 地域類型	測定 地点	測定 時間	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A地域 基準値：55dB	関ノ上東 公民センター	午前	37.4	38.2	36.6	49.4	47.0
		午後	39.6	36.0	42.6	45.5	41.6
	桜台東 公民センター	午前	38.7	38.8	36.9	46.6	44.2
		午後	40.0	37.1	45.5	47.7	39.9
B地域 基準値：55dB	善光寺公園	午前	－	－	－	－	－
		午後	－	－	－	－	－
	文化会館	午前	42.0	43.9	44.1	49.7	46.6
		午後	40.5	43.8	45.4	49.5	44.5
	武芸小学校 東防災倉庫	午前	37.6	37.5	41.3	47.2	44.9
		午後	40.7	39.2	38.9	46.5	45.7
	武芸川 旧東公民館	午前	－	－	－	－	－
		午後	－	－	－	－	－
C地域 基準値：60dB	長谷寺 ふれあい公園	午前	35.5	36.1	37.4	49.1	39.9
		午後	37.4	40.0	40.9	50.6	36.9

○道路に面する地域の騒音状況（基準時間帯騒音レベル）

単位：dB

路線名	調査地点	環境基準		令和5年度		環境基準適合状況	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道 418号	関市緑町2丁目	70dB 以下	65dB 以下	65	57	適合	適合
一般国道 418号	関市西旭ヶ丘			67	59	適合	適合
一般国道 418号	関市平和通			64	58	適合	適合

江南関線	関市段下			70	64	適合	適合
------	------	--	--	----	----	----	----

○自動車騒音の常時監視（面的評価結果）

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、自動車騒音状況の常時監視を市内主要道路の住宅密集地について、5 カ年の実施計画にて行っています。

自動車騒音の状況は、面的評価方法により把握されています。

・令和 5 年度実施分

一般国道 418 号（小瀬～東福野町 1.6km、東福野町～平和通 0.7 km、平和通～肥田瀬 4.3 km）、江南関線（倉知～栄町 5 丁目 2.2 km）について実施

評価対象路線別の面的評価結果（戸数及び割合）

路線名	面的評価				
	住居等 戸数	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
	戸	戸 (%)	戸 (%)	戸 (%)	戸 (%)
一般国道 418 号 （小瀬～東福野町）	165	165 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
一般国道 418 号 （東福野町～平和通）	67	67 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
一般国道 418 号 （平和通～肥田瀬）	508	489 (96.3%)	0 (0.0%)	19 (3.7%)	0 (0.0%)
江南関線 （倉知～栄町 5 丁目）	98	97 (99.0%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)

3. 工場及び事業場における届出と規制

騒音や振動は、日常生活や精神面に大きな影響を与えることがあります。騒音規制法、振動規制法及び岐阜県公害防止条例では、著しい騒音または振動を発生させる施設（特定施設）を定め、施設を設置する際などの届出を義務付けています。

特定工場等の事業者は、敷地境界における騒音・振動の規制基準を遵守する義務があります。なお、特定工場等において発生する騒音又は振動が基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、その事態を除去するために必要な防止方法の改善勧告・命令が発せられる場合があります。

○特定施設に係る届出

届出を必要とする場合	必要な届出	届出期限
工場または事業場に特定施設を設置するとき	特定施設設置届出書	設置工事開始30日前
法または条例の改正により追加された特定施設を既に設置しているとき	特定施設使用届出書	法律等の施行後30日以内
特定施設を増設するとき	特定施設の種類ごとの数変更届出書	工事開始30日前
騒音・振動の防止の方法等を変更するとき	騒音の防止の方法変更届出書	
届出者の氏名、住所等を変更したとき	氏名等変更届出書	変更後30日以内
全ての特定施設の使用を廃止したとき	特定施設使用全廃届出書	
全ての特定施設を譲り受け又は借り受けたとき	承継届出書	

4. 特定施設一覧

○騒音規制法に基づく特定施設（法第2条第1項及び施行令第1条）

施設		規模・能力等
1. 金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの
	ロ 製管機械	すべてのもの
	ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のもの
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のもの
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kw以上のもの
	ト 鍛造機	すべてのもの
	チ ワイヤフォーミングマシン	すべてのもの
	リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
	ヌ タンブラー	すべてのもの
ル 切断機		といしを用いるものに限る
2. 空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
3. 土砂用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
4. 織機		原動機を用いるもの
5. 建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの
	ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの
6. 穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
7. 木材加工機械	イ ドラムバーカー	すべてのもの
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの
	ハ 碎木機	すべてのもの
	ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のもの
	ホ 丸のこ盤	
	ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの
8. 抄紙機		すべてのもの
9. 印刷機械		原動機を用いるもの
10. 合成樹脂用射出形成機		すべてのもの
11. 鋳造型造機		ジョルト式のもの

○振動規制法に基づく特定施設（法第2条第1項及び施行令第1条）

施 設		規模・能力等
1. 金属加工機械	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く
	ロ 機械プレス	すべてのもの
	ハ せん断機	原動機の定格出力が1kw以上のもの
	ニ 鍛造機	すべてのもの
	ホ ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの
2. 圧縮機		原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
3. 土砂用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
4. 織機		原動機を用いるもの
5. 建設用資材製造機械	イ コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力が2.95kw以上のもの
	ロ コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力が10kw以上のもの
6. 木材加工機械	イ ドラムバーカー	すべてのもの
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
7. 印刷機械		原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のもの
9. 合成樹脂用射出形成機		すべてのもの
10. 鋳造型機		ジョルト式のもの

○岐阜県公害防止条例に基づく特定施設（条例第45条及び施行規則第20条）

施 設		規模・能力等
1. 金属加工機械	研磨機	原動機の定格出力が15kw以上のもの
2. 空気圧縮及び送風機		製材工場又は木工工場における原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの
3. 窯業焼成炉用バーナー		燃料の燃焼能力が重油換算で1時間あたり50リットル以上のもの
4. 繊維機械	撚糸機	原動機を用いるもの
5. 紙工機械		コルゲーテングマシンに限り、原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
6. 合成樹脂用粉砕機		原動機の定格出力が3.75kw以上のもの
7. 高速切断機		原動機の定格出力が2.25kw以上のもの
8. 走行クレーン		すべてのもの
9. クーリングタワー		原動機の定格出力が0.75kw以上のもの
10. 冷凍機		原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
11. タイル成型用プレス		すべてのもの

○特定施設届出事業所数（令和6年3月31日現在）

① 騒音規制法に係る特定施設届出事業所数

施 設 の 種 類	特定工場等実数	特定施設総数
1 金属加工機械	1 6 2	1 2 6 6
2 空気圧縮機及び送風機	1 5 9	9 8 9
3 土石用破砕機等	2 0	2 2
4 織機	2	3
5 建設用資材製造機械	1 4	2 4
7 木材加工機械	7 0	2 1 3
8 抄紙機	5	5
9 印刷機械	1 3	4 8
10 合成樹脂用射出成形機	2 9	2 9 9
計	4 7 4	2 8 6 9

② 振動規制法に係る特定施設届出事業所数

施 設 の 種 類	特定工場等実数	特定施設総数
1 金属加工機械	1 2 0	1 3 3 3
2 圧縮機	1 1 4	7 1 9
3 土石用破砕機等	1 6	4 9
4 織機	0	1
5 コンクリートブロックマシン等	5	1 0
6 木材加工機械	6	1 9
7 印刷機械	6	1 6
8 ロール機	1	1
9 合成樹脂用射出成形機	2 1	2 7 6
計	2 8 9	2 4 2 4

③ 岐阜県公害防止条例に係る特定施設届出事業所数

施 設 の 種 類	特定工場等実数	特定施設総数
1 研磨機	2 0	1 9 0
2 空気圧縮機及び送風機	1 0	1 1
4 撚糸機	0	1
5 紙工機械	1	1
6 合成樹脂粉砕機	1 7	4 6
7 高速切断機	1 3	5 4
8 走行クレーン	1 2 4	6 3 5
9 クーリングタワー	4 5	1 4 8
10 冷凍機	4 8	4 7 6
計	2 7 8	1 5 6 2

5. 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業については、騒音規制法・振動規制法により、特定建設作業として定められています。特定建設作業を伴う建設作業を施行する場合は、作業開始日の7日前までに実施届出書の提出が義務付けられています。

○騒音規制法に基づく特定建設作業（騒音規制法施行令第2条）

1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業（注1）
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限り）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限り）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限り）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限り）を使用する作業（注2）
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限り）を使用する作業（注2）
8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限り）を使用する作業（注2）

○振動規制法に基づく特定建設作業（振動規制法施行令第2条）

1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破碎機を使用する作業（注1）
4. ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（注1）

（注1）作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

- (注2) 「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの」とは、「低騒音型・低振動型機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）附則第2項の規定に基づく指定機械を定める件」（建設省告示、平成9年9月22日公布）において、平成14年9月30日までの間、低騒音型機械とみなされるバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーをいう。
- (注3) 特定建設作業に該当するものであっても、それが1日で終わるものについては届出の必要はありません。

○特定建設作業実施の届出状況（令和5年度）

[騒音規制法]

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	3
2. びょう打機を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業	50
4. 空気圧縮機を使用する作業	17
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6. バックホウを使用する作業	35
7. トラクターショベルを使用する作業	0
8. ブルドーザーを使用する作業	1
計	106

[振動規制法]

作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	4
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	2
4. ブレーカーを使用する作業	58
計	64

6. 騒音・振動対策

特定施設を設置した工場・事業場では、近隣への騒音・振動防止の対策が必要になります。特に、特定施設の種類及び能力によっては、公害防止管理者を選任する必要があり、常時使用する従業員の数が21人以上の場合は、公害防止統括者を選任する必要があります。

○建物設置時

- ・設計段階で騒音・振動の影響について詳細な調査を行う。
- ・騒音の発生源となる機械を設置する建物に遮音性能のよい建材を使用する。

○機械設置時

- ・低騒音、低振動型の機械を選定、導入する。
- ・騒音・振動の発生源となる機械を敷地境界から離れた場所に設置する。
- ・消音器や防音壁を設置する。
- ・吸音材の貼り付けや開口部の閉鎖により、建物の遮音性能を向上させる。
- ・著しい振動を発生する機械は、吊り基礎、浮き基礎、防振ゴム、ばね等で支持する。

○機械導入後

- ・建物内に設置した場合、窓や扉の開放による音漏れに注意する。
- ・早朝、深夜、休日の使用にあたっては、騒音・振動発生防止に気をつける。
- ・機械のから運転を避ける。
- ・騒音・振動の自主測定を行う。

○騒音関係公害防止管理者の選任が必要な特定施設

- ・機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のもの）
- ・鍛造機（落下部分の重量が1 t以上のハンマー）

○振動関係公害防止管理者の選任が必要な特定施設

- ・液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2941kN以上のもの）
- ・機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のもの）
- ・鍛造機（落下部分の重量が1 t以上のハンマー）

第8章 悪臭

悪臭は、騒音・振動と同様に人間の感覚に不快感を与える感覚公害です。その発生源は、製造業（特に食品や飼料）や畜産業など多岐に渡ります。また、家庭でのごみ焼却にともなう悪臭など生活に密着した悪臭についての苦情も多く寄せられます。

悪臭防止法では、工場や事業場から排出される悪臭について22種類の悪臭物質を指定して敷地境界上での濃度を規制し、さらに物質によっては、排出口や排出水にも敷地境界上と同様の規制をしています。また、と畜場法やへい獣処理場等に関する法律においても規制されています。

1. 悪臭物質の規制基準

○悪臭物質の規制基準（平成24年3月15日関市告示第49号）

悪臭物質	基準値 (ppm)	排出口 の規制	排出水 の規制	にのいの種類
アンモニア	1	○		し尿のようなにのい
メチルメルカプタン	0.002		○	腐った玉葱のようなにのい
硫化水素	0.02	○	○	腐った卵のようなにのい
硫化メチル	0.01		○	腐ったキャベツのようなにのい
二硫化メチル	0.009		○	
トリメチルアミン	0.005	○		腐った魚のようなにのい
アセトアルデヒド	0.05			刺激的な青ぐさいにのい
プロピオンアルデヒド	0.05	○		刺激的な甘酸っぱい焦げたにのい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	○		
イソブチルアルデヒド	0.02	○		
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	○		むせるような甘酸っぱい焦げたにのい
イソバレルアルデヒド	0.003	○		
イソブタノール	0.9	○		刺激的な発酵したにのい
酢酸エチル	3	○		刺激的なシンナーのようなにのい
メチルイソブチルケトン	1	○		
トルエン	10	○		ガソリンのようなにのい
スチレン	0.4			都市ガスのようなにのい
キシレン	1	○		ガソリンのようなにのい
プロピオン酸	0.03			刺激的な酸っぱいにのい
ノルマル酪酸	0.002			汗くさいにのい
ノルマル吉草酸	0.0009			むれた靴下ののようなにのい
イソ吉草酸	0.001			

第9章 化学物質・土壌汚染

1. 化学物質

化学物質は利便性に優れる反面、強い毒性や副作用を持つ物質も少なくありません。特に高い毒性を持つとされるダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法によって環境基準が設けられています。また、内分泌かく乱作用を持つ化学物質については、平成17年3月に環境省が「ExTEND 2005」、平成22年7月には「EXTEND 2010」、平成28年6月には「EXTEND2016」、令和4年10月に「EXTEND2022」を策定しています。「EXTEND2022」では、「化学物質の内分泌かく乱作用に伴う環境リスクを適切に評価し、必要に応じ管理していくことを目標とする」という基本理念を踏襲しつつ、リスク管理に向けた評価のあり方の検討等、新規の課題に取り組んでいます。

令和5年7月には隣接市の水源地にて、暫定目標値を超過する有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）が検出されていたことが判明、国内で規制やリスク管理に関する取り組みが進められています。

○ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値	備考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	基準値は年間平均値とする
水質	1pg-TEQ/L以下	基準値は年間平均値とする
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下	
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定では測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする

基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

○ダイオキシン類の測定結果（大気）

年 度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
測定期間		R1. 12. 4 ～12. 11	R2. 12. 2 ～12. 9	R3. 12. 8 ～12. 15	R4. 12. 14 ～12. 22	R5. 12. 6 ～12. 13
測定場所		関市役所・屋上	関市役所・屋上	関市役所・屋上	関市役所・屋上	関市役所・屋上
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)	測定値	0. 0031	0. 0027	0. 0086	0. 0034	0. 0090
	基準値	0. 6				

○ダイオキシン類の測定結果（水質）

年 度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
測定期間		R1. 12. 23	R3. 1. 28	R3. 12. 20	R4. 12. 19	R5. 12. 18
測定場所		津保川・桜橋上流	津保川・桜橋上流	津保川・桜橋上流	津保川・桜橋上流	津保川・桜橋上流
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	測定値	0. 17	0. 27	0. 077	0. 041	0. 088
	基準値	1				

２．土壌汚染

平成14年に土壌汚染対策法が成立し、直近では令和４年に改正されました。鉛、砒素などの有害物質を使用していた工場等を廃止する際や大規模土地の改変時に届出を行い、土壌汚染の可能性が高く、調査が必要と命令された場合に土壌汚染調査が義務づけられています。土壌汚染が確認されると、都道府県知事等により要措置区域等として指定され、汚染の除去や拡散防止等の措置を命じられます。

○土壌汚染対策法に係る基準

特定有害物質の種類	溶出基準	地下水基準	第二溶出基準(*1)	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物	カドミウム0. 03mg/L		カドミウム 0. 09 mg/L	カドミウム 45mg/kg
六価クロム化合物	六価クロム0. 05mg/L		六価クロム 1. 5 mg/L	六価クロム 250 mg/kg
クロロエチレン	0. 002mg/L		0. 02 mg/L	—
シマジン(*2)	0. 003mg/L		0. 03 mg/L	—
シアン化合物	シアンが検出されないこと		シアン1. 0 mg/L	遊離シアン 50 mg/kg
チオベンカルブ(*3)	0. 02mg/L		0. 2 mg/L	—
四塩化炭素	0. 002mg/L		0. 02 mg/L	—
1, 2-ジクロロエタン	0. 004mg/L		0. 04 mg/L	—
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1mg/L		1 mg/L	—
1, 2-ジクロロエチレン	0. 04mg/L		0. 4 mg/L	—
1, 3-ジクロロプロペン	0. 002mg/L		0. 02 mg/L	—
ジクロロメタン	0. 02mg/L		0. 2 mg/L	—
水銀及びその化合物	水銀0. 0005mg/L以下かつ、アルキル水銀が検出されないこと		水銀0. 005 mg/L以下かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀15 mg/kg

特定有害物質の種類	溶出基準	地下水基準	第二溶出基準	土壌含有量基準
セレン及びその化合物	0.01mg/L		セレン0.3 mg/L	セレン 150 mg/kg
テトラクロロエチレン	0.01mg/L		0.1 mg/L	—
チウラム(*4)	0.006mg/L		0.06 mg/L	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L		3 mg/L	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L		0.06 mg/L	—
トリクロロエチレン	0.01mg/L		0.1 mg/L	—
鉛及びその化合物	鉛0.01mg/L		鉛0.3 mg/L	鉛150 mg/kg
砒素及びその化合物	砒素0.01mg/L		砒素0.3 mg/L	砒素150 mg/kg
ふっ素及びその化合物	ふっ素0.8mg/L		ふっ素24 mg/L	ふっ素 4,000 mg/kg
ベンゼン	0.01mg/L		0.1 mg/L	—
ほう素及びその化合物	ほう素 1 mg/L		ほう素30 mg/L	ほう素 4,000 mg/kg
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		0.003 mg/L	—
有機りん化合物(*5)	検出されないこと		1mg/L	—

(*1) 第二溶出基準は主に、汚染の除去等として必要とされる措置を決めるための基準で、物質によって土壌溶出基準の3倍～30倍（アルキル水銀など一部の物質を除く）の値が設定されている。第二溶出基準を超える基準不適合土壌については、実施可能な措置の種類が限定されている。

(*2) 2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-1,3,5-トリアジン

(*3) N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル

(*4) テトラメチルチウラムジスルフィド

(*5) パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメント及びEPNに限る

第10章 廃棄物

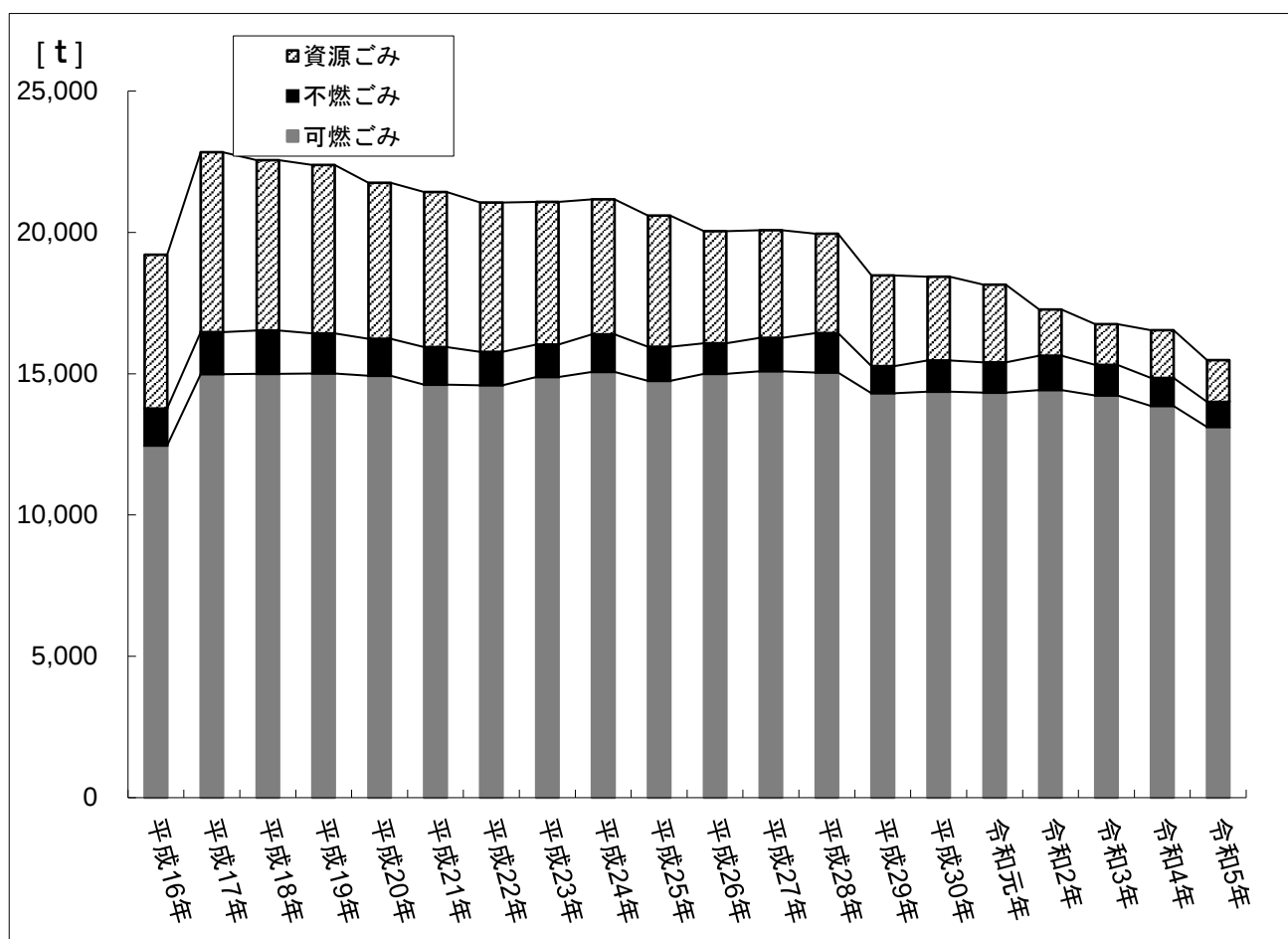
関市では、昭和61年に缶・ビン類のリサイクル開始をはじめとし、平成7年から食品トレイ・牛乳パック、平成9年からペットボトル、平成26年1月から使用済小型家電、令和2年1月から蛍光灯・水銀使用品・乾電池の拠点回収を行い、ごみの減量化を行っています。また、平成8年10月からごみ袋の一部有料化、平成28年4月からごみ袋の完全有料化を実施し、ごみの排出抑制に取り組んでいます。

その他、家庭で利用する生ごみ処理機、ガーデンシュレッダーなどの購入補助金や、集団資源回収奨励金の交付など、減量化・再資源化の取り組みに対しての助成も行っています。

1. 廃棄物の推移

○ごみ排出量の推移（直近20年間）

平成17年度の増加は旧武儀郡5町村との合併による人口増加分と考えられます。



〇ごみの減量とリサイクルの推移（直近20年間）

単位：t

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ									合計	埋立ごみ
			缶	ビン	白色トレイ	紙パック	古紙・古着	ペットボトル	容器包装プラスチック	小計	リサイクル率（％）		
平成16年度	12,460	1,312	280	627	31	20	4,141	147	189	5,435	28.30	19,207	104
平成17年度	14,989	1,477	295	706	25	20	4,904	204	214	6,368	27.89	22,834	311
平成18年度	14,996	1,532	262	705	24	17	4,611	214	193	6,026	26.72	22,554	195
平成19年度	15,003	1,420	253	698	35	17	4,556	215	185	5,959	26.62	22,382	94
平成20年度	14,927	1,304	230	669	35	15	4,187	215	175	5,526	25.40	21,757	133
平成21年度	14,609	1,328	221	636	33	13	4,185	212	192	5,492	25.63	21,429	70
平成22年度	14,590	1,182	217	621	32	13	4,064	201	137	5,285	25.10	21,057	46
平成23年度	14,883	1,146	208	613	30	13	3,901	190	98	5,053	23.97	21,082	133
平成24年度	15,064	1,325	203	600	36	11	3,646	176	111	4,783	22.59	21,172	92
平成25年度	14,750	1,200	206	597	36	10	3,414	188	191	4,642	22.54	20,592	—
平成26年度	14,992	1,085	171	557	25	8	3,022	181	—	3,964	19.78	20,041	—
平成27年度	15,085	1,185	167	568	28	6	2,870	171	—	3,810	18.97	20,080	—
平成28年度	15,044	1,398	153	550	26	6	2,617	161	—	3,513	17.60	19,955	—
平成29年度	14,303	957	145	520	24	18	2,357	151	—	3,215	17.40	18,475	—
平成30年度	14,365	1,098	141	504	26	18	2,136	143	—	2,968	16.10	18,431	—
令和元年度	14,331	1,068	136	462	25	20	1,978	130	—	2,751	15.16	18,150	—
令和2年度	14,422	1,218	138	465	18	8	872	126	—	1,627	9.42	17,267	—
令和3年度	14,227	1,087	120	439	18	6	722	132	—	1,438	8.60	16,753	—
令和4年度	13,861	983	118	432	17	9	997	120	—	1,693	10.23	16,537	—
令和5年度	13,114	890	103	411	15	8	812	126	—	1,475	9.53	15,479	—

- (1) 古紙・古着は、市及び資源集団回収量をいう。ただし、古着に資源集団回収量を含まない。
- (2) 令和2年度以降は、古紙・古着及び紙パックの市での回収を廃止。
- (3) 埋立ごみは、焼却灰及び肥田瀬埋立量等をいう。ただし、平成13年度以降は焼却灰を含まない。平成24年11月12日にて肥田瀬埋立終了。
- (4) 平成12年12月以前の白色トレイには、発泡スチロール類及び色つきトレイを含む。
- (5) 平成12年12月から平成25年3月まで、容器包装プラスチックの分別回収を実施。平成26年4月分別収集廃止。
- (6) 平成16年度は合併後も関地区のみの集計、平成17年度は合併後の全地区の集計。

2. ごみ減量化補助金等交付状況

○非電気式生ごみたい肥化装置（コンポスト）購入補助

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数（基）	20	27	37	49	45
補助額（円）	42,800	64,900	96,100	141,000	109,000

※5,000円を上限とし、購入金額の半額を補助（1世帯2基まで）

○電気式生ごみたい肥化装置購入補助

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数（基）	20	24	29	36	34
補助額（円）	407,900	417,200	606,100	688,800	750,600

※25,000円を上限とし、購入金額の半額を補助（1世帯1基まで）

○小枝落葉等粉砕機（ガーデンシュレッダー）購入補助

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数（基）	66	56	99	83	51
補助額（円）	944,300	855,600	1,674,200	1,432,600	889,900

※20,000円を上限とし、購入金額の半額を補助（1世帯1基まで）

○資源集団回収事業奨励金

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回収量（kg）	1,405,935	880,460	728,312	1,006,462	820,265
補助額（円）	2,108,900	1,320,687	2,184,936	3,019,386	2,460,795

※古紙の回収量1kgにつき1.5円を交付

○ぼかし等発酵促進剤・発酵容器の購入補助

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
促進剤（個）	1,786	1,962	2,081	1948	1534
容器（個）	25	23	16	30	27
補助額（円）	213,141	254,754	239,193	240,293	201,261
ダンボールコンポスト（個）	108	117	108	174	144
補助額（円）	86,400	93,600	86,400	139,200	115,200

※平成26年7月から関市型ダンボールコンポストの購入補助を開始

第11章 地球温暖化対策

1. 国・県の動向

平成9年に京都市で開催されたC O P 3において「京都議定書」が採択され、平成11年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が施行されました。平成17年に発効した京都議定書に基づく我が国の第一約束期間（2008～2012年度）における温室効果ガス排出削減目標の達成状況は、5カ年平均で基準年度（1990年度）比8.7%減となり、基準年度比6.0%減の目標を達成しました。

平成27年7月に開催された地球温暖化対策推進本部において、2030年度に2013年度比で26%削減を目標とする「日本の約束草案」を決定し、国連に提出。同年12月にC O P 21で「パリ協定」が採択され、国は地球温暖化対策推進法に規定する「地球温暖化対策計画」を平成28年5月に策定し、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比26.0%削減と設定しました。令和2年10月に、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、さらに令和3年4月には、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比46%減、さらに50%の高みを目指した挑戦を続ける新たな削減目標を表明しました。この新たな削減目標を踏まえて令和3年10月には「地球温暖化対策計画」を改訂し、新目標実現への道筋を示しています。

こうした動きの中、岐阜県では平成23年に「岐阜県地域温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、平成28年3月に見直し及び平成29年5月に一部改訂を行いました。国の方針を踏まえ、県は令和2年12月に「2050年『脱炭素社会ぎふ』の実現」を表明し、令和3年3月に策定し令和5年3月に改訂した「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））」では、2030年度に2013年度比48%削減（中期目標）、2050年度に温室効果ガス排出量実質ゼロ（長期目標）を目標として掲げました。また、再生可能エネルギー創出量や最終エネルギー消費量などの目標を定めた「岐阜県エネルギービジョン」の策定や、岐阜大学と共同で「岐阜県気候変動適応センター」の設置を行うなど緩和策と適応策の双方を総合的かつ効果的に進めることとしています。

2. 関市環境基本計画等における温室効果ガス削減への取り組み

本市においては令和5年3月に「第二期関市環境基本計画」を策定し、中間目標値として2030年度までに公共施設における温室効果ガスの排出量を14,380t- CO₂まで削減することを目指しています。また、平成18年に「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（平成30年改訂）を策定し、市の事務事業により発生する温室効果ガスを抑制し、地球温暖化対策に積極的な役割を果たすとともに、市民や市内の事業者に対する温室効果ガス削減に向けた周知啓発などの取組の推進を図っています。令和4年2月には、関市でも国の動向を踏まえて、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「関市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素社会の実現に向けて取組を進めています。

○令和5年度温室効果ガス排出量（車両除く）

単位：t-CO₂

	電気	灯油	軽油	重油	液化石油ガス	合計
市役所	13,071	1,359	3	1,438	225	16,096
教育委員会	1,999	37	29	0	473	2,538
合計	15,070	1,396	32	1,438	698	18,634

3. 関市環境マネジメントシステム

関市環境マネジメントシステムは、本市の環境行政の基本的指針である関市環境基本計画に掲げる将来像「自然と産業と伝統文化の調和した心豊かなまち せき」の実現を目指し、関市役所が地域を代表する事業者の一つとして、率先して環境負荷の低減・保全に向けた取組を継続的に行うためのシステムです。

関市は、平成12年3月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。その後、平成15年、平成17年に更新をし、省エネルギー及び省資源の推進などに取り組んできましたが、認証の取得から10年が経過し、職員がシステムの運用に習熟し環境配慮活動への取組ができること、認証登録や支援業務委託にかかるコストを縮減すること等を理由に、平成22年3月に認証を返上しました。平成23年12月に「関市環境マネジメントシステム」を制定し、現在まで取組を実践しています。今後は地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗管理のため、より効果的かつ実効性のある関市独自の環境マネジメントシステムを構築し、引き続き環境に配慮した活動の推進と継続的改善を図っていきます。

○取組内容

- ・ 不必要な照明の消灯
- ・ ごみの分別
- ・ 環境配慮物品の優先購入など

○令和5年度取組結果（本庁舎）

項目	平成22年度(基準)	令和5年度実績	削減率
電気使用量 (kWh)	1,177,956	1,010,815	14.2
灯油 (ℓ)	75,776	95,210	△25.6
可燃ごみ (kg)	2,149	1,800	16.2
水使用量 (m ³)	9,157	4,714	48.5

資 料 編

用語解説

環境全般

【COP】

COP Conference of the Parties（条約の締約国会議）。気候変動枠組条約や生物多様性条約などで使われることが多い。

【ISO14001（環境マネジメントシステム）】

国際標準化機構（International Organization for Standardization：略称ISO）が定めた、環境マネジメントシステムを構築し、事業活動が環境に及ぼす影響について継続的な改善を進めていくための国際規格。ISOから承認を受けた認証機関が企業や自治体などに認証を与えるが、定期的な点検が義務付けられる。

【SDGs】

（Sustainable Development Goals）持続可能な開発目標。17のゴール・169のターゲットから構成されている。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

【カーボンニュートラル】

二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

【家電リサイクル法】

「特定家庭用機器再商品化法」の略称。家庭から出る廃棄物のうち、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目について、排出者（使用者）、小売業者、製造業者の三者が役割を分担し、冷媒用フロンや部品を回収し、リサイクルすることが義務づけられた。平成13年4月1日より本格施行。

【環境マネジメント】

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

【小型家電リサイクル法】

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に利用されている金属、その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。平成 25 年 4 月 1 日より施行。

【再生可能エネルギー】

理論上、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等が再生可能エネルギーの代表として挙げられる。

【地球サミット】

正式名称は「環境と開発に関する国際連合会議」。1992年 6 月 3 日から14日にかけて、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された。180カ国の政府代表者のほか、産業団体や市民団体などのNGOも参加し、のべ参加人数は 4 万人を超えた。

【特定外来生物】

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。飼育や栽培、保管や運搬、販売、野外へ放つなどの行為を禁止されており、違反には罰則がある。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

【パリ協定】

2016年に発効された2020年以降の気候変動の問題に関する、国際的な枠組み。長期目標として世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること、そのため、できる限り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとることを掲げている。

環境汚染、公害等

【BOD(Biochemical Oxygen Demand)】

生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物によって分解されるのに必要な酸素量。この数値が高いほど有機物の量が多く、汚濁が進んでいることを示す。

【COD(Chemical Oxygen Demand)】

化学的酸素要求量。水中の有機物を化学的に分解するのに必要な酸素量。この数値が高いほど有機物の量が多く、汚濁が進んでいることを示す。

【DO(Dissolved Oxygen)】

溶存酸素量。水中に解けている酸素の量のこと。汚濁の進んだ水は、微生物などの有機物分解によって酸素が消費されるため、この数値が低くなる。

【MSDS制度】

MSDSは、Material Safety Data Sheet（化学物質安全性データシート）の略で、化学物質に関する情報を記載した文書又は電子データのこと。単にSDSと言うこともある。PRTR法において、指定化学物質を取り扱う事業者が、他の事業者へ指定化学物質を譲渡又は提供する場合に、化学物質の性状及び取扱い情報（＝MSDS）の提供を義務づける制度。

【PFOS・PFOA】

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされている。PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、幅広い用途で使用されてきた。これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質がある。

【pg-TEQ】

極小単位。1 pg（ピコグラム）＝1兆分の1グラム、TEQは毒性等量を表す。ダイオキシン類は約75種類の存在が確認されているが、毒性の異なる複数のダイオキシンが同時発生するため、発生する毒性の総量を2,3,7,8-四塩化ダイオキシン（最も毒性が強いダイオキシン）の発生量に換算したことを示す符号としてTEQが使われる。

【pH(Potential Hydrogen)】

水素イオン濃度指数。pH 7が中性で、数値が低いと酸性が強いことを示し、逆に数値が高い場合はアルカリ性が強いことを示す。通常の水道水としては、6.5～8.5が望ましい。

【ppm】

parts par millionの頭文字で、百万分の一を意味する極小単位。1 m³の大気中に1 cm³、1 kgの水中に1 mgの物質が存在する場合の濃度を1 ppmという。

【PRTR法】

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法

律（平成11年7月13日法律第86号）」の略称。PRTR制度とMSDS制度を柱とする。平成8年のOECD（経済協力開発機構）勧告を受けて、環境庁（現環境省）と通商産業省（現経済産業省）が法制化した。

【PRTR制度】

PRTRは、Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出移動登録）の頭文字。PRTR法に基づき、人体や生態系に有害となる化学物質を使用する事業所が、環境（大気、水、土壌）排出量及び廃棄物などとしての移動量の把握と国への届出をし、国が、排出量及び移動量を集計、公表する制度。

【SS(Suspended Solids)】

水中に浮遊している物質の量。この数値が高いほど汚濁が進んでいることを示す。

【アルキル水銀】

メチル水銀やエチル水銀などの有機水銀化合物の総称で、非常に強い毒性を持つ。水俣病（熊本県、富山県）の原因となった物質がメチル水銀であり、有機水銀中毒による中枢神経疾患を引き起こす。脂溶性の物質であるために生物濃縮が起こりやすく、食物連鎖で上位にいる個体ほど影響を受けやすい。

【一酸化炭素】

炭素化合物が酸素不足の状態で燃焼する際に発生する無色無臭の気体。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬能力を阻害する。発生源の大部分は自動車の排気ガスといわれ、交通量が多い道路や交差点付近では濃度が高くなる。

【カドミウム】

金属元素の一種で、ニッカド電池や塗料などに使われている。人体に入ると腎臓機能障害を起こすほか、IARC（国際がん研究機関）は発がん性を勧告している。イタイイタイ病（富山県）の原因物質と考えられている。

【環境基準】

人の健康保護と生活環境の保全のために、維持されることが望ましい基準。環境基本法第16条に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音の基準について、国が定める。

【公害】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の状態又は水底の底質悪化を含む）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物掘採のための土地の掘削によるものを除く）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産や動植物及びその生育環境を含む）に係る被害が生ずること（環境基本法第2条第3項）

をいい、この7種類の公害を「典型7公害」と呼んでいる。

【公害防止管理者】【公害防止主任管理者】

社団法人産業環境管理協会が実施する「公害防止管理者等国家試験」に合格しなければならない。

【公害防止統括者】

常時使用する従業員が21人以上いる特定工場は、選任が義務づけられる。

【光化学オキシダント】

紫外線の光化学作用により炭化水素や窒素化合物から生成される強酸化性物質の総称。光化学スモッグを引き起こすため、大気汚染防止法で監視対象になっている。

【光化学スモッグ】

大気中の光化学オキシダントが高濃度になった状態を指す。人体（目や呼吸器など）のほか、農作物など植物にも影響を与える。

【公共用水域】

河川、湖沼、港湾、沿岸流域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法に規定された公共下水道、流域下水道であって終末処理場を設置しているものは除く。

【ジクロロメタン】

PRTR法第一種指定化学物質。塩化メチレンとも。有機化合物の溶解や難燃性の利点があり、製造業などで有機溶剤や脱脂洗浄剤として幅広く用いられている。しかし、安定性が非常に高いために自然分解されにくく、皮膚の炎症や神経麻痺、発がん性などの有毒性が指摘されている。

【指標生物】

あらかじめ汚濁の程度に応じた生物種を選定して指標生物とすることで、水域中の生物相の調査により汚濁の程度がわかる。

【騒音・振動】

本書で扱う数値については人間の感覚に相当する周波数特性に基づいて補正を加えた騒音・振動の大きさを示す数値。デシベル（dB）であらわす。

【ダイオキシン類】

有機塩素化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ

塩化ジベンゾフラン（PCDF）の総称。また、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）のように、ダイオキシン類と同様の毒性を持つ物質をダイオキシン類似化合物というが、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年）ではダイオキシン類として定義した。ごみ焼却の他に、たばこの煙や自動車の排気ガスなど、ものを燃やす際の副生成物として発生し、自然界においても森林火災や火山活動などで生じるといわれている。通常は無色の固体で、水に溶けにくく脂肪などに溶けやすい性質を持つ。

【大腸菌】

バクテリアの一種で腸内細菌でもあるが、腸内細菌全体に占める割合は0.1%未満である。し尿とともに体外に排出されるため、し尿が直接河川等に流入することは水質汚濁の一因となる。そのため、水質調査の指標として大腸菌群数が用いられている。

【炭化水素】

炭素と水素の化合物の総称。化石燃料の不完全燃焼や有機溶剤の蒸発などが発生源といわれている。エチレンなどのオレフィン類は紫外線を受けて窒素化合物と反応し、オキシダントを形成する。

【テトラクロロエチレン】

PRTR法第一種指定化学物質。ドライクリーニングの洗浄剤、金属製品の脱脂洗浄剤などのほか、他の化合物の原料や一般商品などに広く用いられている。常温では不燃性の液体だが、揮発性が高く、人体に対しても有害で、特に吸入した場合は中枢神経を麻痺させ、最悪の場合は死亡する。

【特定施設】

公害の発生源となる機器、設備等のこと。公害ごとの個別法に基づき定められている。

【トリクロロエチレン】

PRTR法第一種指定化学物質。半導体製造やドライクリーニングの脱脂洗浄剤として広く用いられていたが、発がん性を持つと推定されたことにより、代替物質に移行しつつある。吸入した場合は中枢神経を麻痺させ、最悪の場合は死亡する。

【二酸化硫黄】

燃料などに含まれる硫黄分の燃焼によって排出される無色の気体。刺激性があり、呼吸器などに影響を与える。

【二酸化窒素】

燃料などに含まれる窒素の燃焼によって排出される赤褐色の気体。刺激性が

あり、呼吸器などに影響を与える。

【ばい煙】

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん（いわゆるスス）、有害物質カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物をいう。

【粉じん】

ものの粉砕・選別などに伴って発生又は飛散する物質。極めて微細な粒子（ $0.5\sim 10\mu\text{m}$ 程度）は重力で降下しないため、大気中に浮遊する。また、アスベストなどの人体に悪影響を与える物質を特定粉じんと呼んでそれ以外の一般粉じんと区別している。

【ベンゼン】

炭素を含む物質の不完全燃焼によって生成されるため、火山の噴火や森林火災、喫煙などでも発生する。自動車用ガソリンなどに含まれているが、工業ガソリンとして使われるベンジンとはまったく異なる物質。体内に入ると血液または血液循環系に作用して障害を起こし、死亡事故も発生した。

【微小粒子状物質（PM_{2.5}）】

粒径 $2.5\mu\text{m}$ （ 2.5mm の千分の1）以下の大気中に浮遊している粒子状物質。PM_{2.5}は、髪の毛の太さの1/30程度と非常に小さく、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸系や循環器系への影響が心配されている。

【自動車騒音の常時監視】

自動車騒音の状況および対策の効果等を把握することにより、自動車騒音公害防止の基礎資料となるように道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される年間を通じた平均的な状況について、継続的に把握すること。

【面的評価】

幹線道路に面した地域の道路端から50mの範囲において、それぞれの建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出する道路交通騒音の評価方法。

関市環境基本条例

平成12年 3 月28日
関市条例第28号

前文

私たち関市民は、緑豊かな大地と清流長良川の恵みを受け、先人の英知と努力により、多くの伝統的文化を守り育てながら、何世代にもわたり栄えてきた。

しかし、今日の繁栄を支える社会経済活動や物質的な豊かさを追求する生活の営みは、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、自然の生態系や人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めている。

もとより、すべての市民は、良好な環境の下に、健康で安全な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

私たちは、豊かな環境の恵みを楽しむ一方で環境に対して様々な影響を与えていることを認識し、これまで以上に環境の保全に努力するのみならず、更に豊かで快適な環境を作り出すことで、人と自然とが共生することのできる社会の実現に努めなければならない。

ここに、すべての市民の参加と協働により、豊かで快適な環境を保全するとともに新たに創出し、持続的な発展が可能な社会を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創出についての基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある

財産並びに動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創出は、すべての市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創出は、すべての者が公害の防止並びに環境資源の適正な管理及び循環的な利用を自主的かつ積極的に図ることによって、持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として行わなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、市の区域の自然的社会的条件に応じた次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等を図るとともに、森林、農地、河川、湿地等における多様な自然環境の保全及び創出を図ること。

(3) 文化財及び歴史的資産の保存を図るとともに、自然と調和した潤いと安らぎがある良好な景観並びに居住環境その他快適な生活環境の保全及び創出を図ること。

(4) 資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を促進すること。

(5) 廃棄物の適正処理並びに減量化及び再利用を促進すること。

(6) 地球環境の保全を積極的に推進すること。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減に努め、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減その他豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に

協力する責務を有する。

（環境基本計画の策定）

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第15条に規定する関市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第8条 市長は、毎年、市の環境の状況並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に関し行った施策等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（市の施策と環境基本計画との整合）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）

第10条 市は、事業者又は市民が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置を助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、経済的な助成その他の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、適正かつ公平な経済的負担を求めることにより事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する施策に関し、環境の保全上の効果、影響等を十分に調査及び研究をし、必要な措置を講ずることができるものとする。

（環境教育、学習の推進等）

第11条 市は、事業者及び市民が豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創出に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、教育及び学習の推進並びに広報活動の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自発的な活動を促進するための措置）

第12条 市は、事業者及び市民が自発的に行う緑化運動、再生資源に係る回収運動その他の環境の保全及び創出に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第13条 市は、第11条の教育及び学習の推進並びに前条の自発的な活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創出に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(広域的連携)

第14条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出について広域的な取り組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

(環境審議会)

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、関市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的事項並びに重要事項を調査及び審議する。
- 3 審議会は、前項に掲げるもののほか環境の保全及び創出に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員20人以内をもって組織し、生活、自然、社会及び地球環境問題について知識及び意見を持っている者のうちから市長が委嘱する。
- 5 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。
 - (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
 - (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(市の施策の推進のための措置)

第16条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出のための施策を推進するため、環境調整会議の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月6日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

関市環境審議会規則

平成12年 6 月28日
関市規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、関市環境基本条例(平成12年関市条例第28号)第17条の規定に基づき、関市環境審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名した者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、必要に応じて審議会を招集する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(議事)

第3条 審議会の会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、会務を総括し、必要に応じて部会を招集する。

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２２年３月３０日規則第１５号）
この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月７日規則第９号）
この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

関市ポイ捨て等防止条例

平成9年9月30日

関市条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、もって清潔なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空きびんその他の飲料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で、捨てられることによって散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (3) 飼い犬等 飼養管理されている犬及び猫をいう。
- (4) ふん害 飼い犬等のふんにより道路、公園その他公共の場所（以下「公共の場所」という。）を汚すことをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (7) 土地等の所有者等 市内の土地又は建物の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (8) 飼い主 飼い犬等の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器（空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。）に収納することにより空き缶等を散乱させないようにしなければならない。

2 市民等は、自主的に清掃活動を行う等により地域環境の美化に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 空き缶等の製造、加工、販売等を行う者は、ポイ捨て防止についての市民等に対する意識の啓発及び再資源化について必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において清掃活動に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第5条 土地等の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の清掃を行う等により空き缶等を散乱させないように努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶

等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、ふん害を防止し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めるとともに、市が実施するふん害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等と連携して行うものとする。

(ポイ捨ての禁止等)

第8条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

2 自動販売機により飲料を販売する者は、規則で定めるところによりその販売する場所に回収容器を設け、これを適正に管理しなければならない。

3 公共の場所において印刷物を配布した者は、その配布した場所の周辺に散乱している当該印刷物を回収しなければならない。

4 公共の場所において催しを行った者は、その行った場所に散乱している空き缶等を回収しなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第9条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬等のふんを処理するための用具を携行するなどし、飼い犬等が公共の場所でふんをしたときは、直ちに回収すること。

(2) 公共の場所のうち公園等の砂場で飼い犬等にふんをさせないこと。

(指導及び助言)

第10条 市長は、市民等、事業者、土地等の所有者等及び飼い主に対し、空き缶等の散乱及びふん害を防止するうえで必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告及び命令)

第11条 市長は、第8条又は第9条の規定に違反した者に対し、空き缶等の散乱又はふん害を防止するための必要な措置を講ずるよう書面により勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを書面により命ずることができる。

(良好な生活環境を確保するための市民行動の日)

第12条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について市民の関心と理解を深めるため、毎年5月30日をごみゼロの日、11月1日を清潔ないい1日と定め、環境美化並びにその啓発及び推進に努めるものとする。

(清潔なまちづくり推進指導委員)

第13条 市長は、地域における空き缶等の散乱及びふん害防止のために、関市清潔なまちづくり推進指導委員を委嘱し、次に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。

(1) 市民等、事業者、土地等の所有者等及び飼い主に対する指導及び助言に関する事項

(2) 市民等、事業者、土地等の所有者等及び飼い主に対する啓発に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか空き缶等の散乱及びふん害防止に関し必要な事項

2 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱すること

ができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(関係法令の活用)

第14条 市長は、この条例の施行に関し、関係法規の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第8条の規定に違反し、第11条第2項の規定による命令に従わない者は、50,000円以下の罰金に処する。

2 第9条の規定に違反し、第11条第2項の規定による命令に従わない者は、20,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月6日条例第21号）

この条例は、交付の日から施行する。

関市ポイ捨て等防止条例施行規則

平成9年9月30日
関市規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、関市ポイ捨て等防止条例（平成9年関市条例第42号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(回収容器の設置場所等)

第2条 条例第8条第2項に規定する回収容器の設置場所は、自動販売機の設置場所から5メートル以内又は同一敷地内で、かつ、空き缶、空きびんその他の飲料を収納していた容器（以下「飲料容器」という。）を容易に回収できる場所とする。

2 条例第8条第2項に規定する回収容器は、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 容積は、自動販売機1台について30リットル以上であること。
- (3) 安定性があり、かつ、飲料容器の投入が容易で美観を損なわないものであること。

(勧告)

第3条 条例第11条第1項の規定による勧告は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 条例第8条の規定に違反した者 別記様式第1号
- (2) 条例第9条の規定に違反した者 別記様式第2号

(命令)

第4条 条例第11条第2項の規定による命令は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 条例第8条の規定に違反した者 別記様式第3号
- (2) 条例第9条の規定に違反した者 別記様式第4号

(清潔なまちづくり推進指導委員)

第5条 条例第13条第1項に規定する関市清潔なまちづくり推進指導委員（以下「委員」という。）の人数は、関市自治会連合会（以下「自治連」という。）の支部ごとに若干名とする。

2 委員は、地域の環境美化に熱意を有し、奉仕的に活動できる者として自治連の支部長が推薦したもののうちから市長が委嘱するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成17年 7 月12日規則第65号）
この規則は、平成17年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年12月 1 日規則第36号）
この規則は、公布の日から施行する。

（様式省略）

関市市民環境部環境課

令和7年3月

〒501-3894

岐阜県関市若草通3丁目1番地

電話 0575-22-3131（代表）

E-Mail kankyo@city.seki.lg.jp

ホームページ <http://www.city.seki.lg.jp>